

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和5年4月17日(月) 10:00~12:00

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満
高橋浩 千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 廣野富男(オンライン) 及川佐
飯坂一也 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 穴戸直美

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長

二階堂政策企画部長 浦川総務部長 高橋福祉部長 高野健康こども部長
菅野健康こども部参事 阿部政策企画課長 千葉福祉課長 千葉こども家庭課長
廣野政策企画課課長補佐
羽藤財務部長 千葉協働まちづくり部長 佐賀商工観光部長 及川農林部長
佐々木医療局経営管理部長 佐藤教育部長 高橋総務課長 高橋財政課長
千田健康増進課主幹 千葉健康増進課保健師長 吉田学校教育課長
佐々木議会事務局長 菊池議会事務局次長 千田議会事務局副主幹

~~~~~  
【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

エネルギー・食料品価格高騰に対する取組と低所得者層への支援について  
新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について  
メイプルの対応について

- 4 その他
  - 5 閉 会
- ~~~~~

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶

(菅原議長) 改めましておはようございます。新年度最初の全員協議会、そして、大谷デーでございます。全議員の皆さんが一堂に会して顔を合わせますのは、1か月ぶりということになりますが、この間、市の方では人事異動でありますとか、組織体制が変わったところもあるようでございますけれども、我々といたしましても、心機一転、気持ちも新たに任期2年目の新年度をスタートさせて参りたいというふうに思っておりますので、今年度もどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、本日は当局から3件の説明事項でございます。スムーズな進行にご協力をいただ

きますようにどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、倉成市長からご挨拶をいただきたいと思います。

(倉成市長) 皆さんおはようございます。あっという間に花見のシーズンが終わったという感じでしたが、多分、議員の皆さんはいろんな会合で忙しかったことと思います。

さて、5月8日からコロナウイルスがその分類変更ということで、数多くのイベントとか会議等が通常開催の方にシフトしております。一方で、第9波ってというのは、確実にやってきます。その波の高さを最小化するってというのは、多分我々の役割だと思いますので、ぜひともそういうような視点でこの協議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(菅原議長) ありがとうございます。それでは、本日は、2番穴戸直美議員から欠席の届け、それから18番廣野富男議員からオンラインでの出席という報告がございますので、皆様にお知らせをしたいと思います。

### 3 協議

#### (1) 説明事項

エネルギー・食料品価格高騰に対する取組と低所得者層への支援について

(菅原議長) それでは早速協議に入りたいと思います。(1)説明事項の エネルギー・食料品価格高騰に対する取組と低所得者層への支援について、説明をいただきたいと思います。二階堂政策企画部長。

(二階堂政策企画部長) それではよろしくお願いいたします。一つ目の案件についてでございます。政府が方針を示しておりました物価高騰対策についてでございますが、この度、国から新たな経済対策、そして、生活者支援について、具体的な通知を受けております。奥州市としての対応をこれから説明したいと思いますが、大きく分けて二つございます。一つは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額強化についての市の対応。もう一つは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事業について。この大きく分けて二つについてご説明をしたいと思います。

前段については政策企画課から、後段については子ども家庭課から説明をさせていただきます。

(菅原議長) 阿部政策企画課長。

(阿部政策企画課長) それでは初めに、政策企画課の方から、資料1ページ、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化について、説明をいたします。

1の制度概要についてですけれども、こちらに記載のとおり、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額されるとともに、新たに低所得世帯の支援のための低所得者支援枠が措置されたというものであります。

2の奥州市交付限度額についてでございますが、今回、当市に配分された交付限度額は、低所得世帯支援枠が2億6,299万2,000円。推奨事業メニュー分となっております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額分ということになりますけれども、こちらが4億572万7,000円というふうになっております。

次に、3の対象事業でございますが、対象事業はいずれもエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯の生活者や事業者に対する支援事業というふうになっておりまして、具体的な内容については、資料2ページをお開きいただきたいと思います。

低所得者世帯支援につきましては今回、国では、全国で5,000億円の支援枠を新たに設け、低所得世帯への支援を行うというものでございます。具体の支援方法や1世帯当たりの給付単価などは、各自治体が地域の実情に応じて決めることができるというふうになっておりまして、当市におきましても現在、担当課において支援等の検討を始めているというものでございます。

次に、重点支援交付金の増額分ですけれども、今回、国では全国で7,000億円の予算追加を

行っておりまして、引き続き物価高騰の影響を受ける生活者、事業者に対する支援を行うものです。

重点支援交付金の増額分につきましては、こちらの資料 から までに掲げるように、国から推奨事業メニューというものが提示されておりまして、各自治体におきましては、基本的にはこれら推奨事業メニューに即した事業となるよう検討を行うということになりますけれども、地域の実情に照らして、この推奨事業メニューよりもさらに効果があると考えられる事業がある場合は、それらも加味した上で、国に申請することが可能というふうになっております。

資料1ページの方に戻っていただきまして、最後に4の事業化のスケジュールについてです。現在、庁内各部等におきまして、具体の支援事業の検討に着手しているところであり、今後、庁内での選定或いは取りまとめを行った上で、6月議会にこちらの補正予算を提案する予定としております。議会に対しまして、改めてタイミングを捉えまして、全員協議会においてその内容を説明したいというふうに考えております。

政策企画課からの説明は、以上です。

(菅原議長) 千葉こども家庭課長。

(千葉こども家庭課長) それでは、3ページ目の方になります。、令和5年度奥州市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事業について、こども家庭課の方から説明させていただきます。

1、制度概要ですけれども、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものでございます。

2、支給対象者でございます。

(1)低所得のひとり親世帯ということで、令和5年3月の児童扶養手当受給者がまず対象になります。

(2)として、低所得のひとり親世帯以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯ということで、この住民税の均等割が非課税というのが、令和5年度分ではなくて、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する給付金を受給した世帯が対象になるというものでございます。

(3)としては、その他に(1)、(2)に準ずる基準日以降で、収入が減収した世帯ということで、この3区分で支給を行います。

3、支給額については、対象児童1人当たり一律5万円となっております。

4、費用ですが、事業費として1億1,200万円を見込んでございます。これ、令和4年の実績が9,855万円、約2,000人弱のお子さんが対象でありましたが、このほかに令和5年の新規対象として1億1,345万円を見込んでございます。その他、事務費としまして350万円ということで、通知発送用の切手代、通信運搬費やシステムの委託等で350万円を見込んでございます。合計1億1,550万円ということで、こちらについては、全額国庫負担につき、歳入も同額を計上する予定でございます。

5、支給時期です。こちらの方が、国から、まず5月末までに支給というスキーム、目安を示されておりまして、4月24日の臨時会でこの予算を上程させていただきたいと考えております。予算議決後、5月の中旬に申請不要の対象世帯へ通知を行いまして、5月の末頃に上記対象者への支給を行います。また、6月中旬以降は、家計急変者等への支給を開始します。

6、その他の部分で、昨年度との相違点なんですけど、令和4年度も同様の事業をやっておりますが、令和4年度は、児童扶養手当の受給者は、4月分の受給者が対象だったのに対して、今年度は、令和5年3月分の受給者ということで、もうすでに対象は確定してございます。その他、のその他世帯としましては、昨年度は、令和4年度の非課税世帯ということで、6月の課税の確定を待たなければ支給できなかったものが、今年度は、令和4年度の給付金受給者が対象になっていることから、こちらの方も人数が確定しているということで、5月末までに振り込もうとするものでございます。

説明は、以上でございます。

(菅原議長) それでは説明が終わりましたので、ご質問等がございましたらご発言をお願いいた

します。17番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 17番、千葉敦です。主に2点ほど伺います。

まず、 の物価高騰等に対する支援ですけれども、2ページ目に、国の推奨事業という説明をいただきましたけれども、これにこだわるものではなく地域の実情に合わせてということでありましたが、これを、どのようなスケジュールでまず事業化されていくのかということと、

から までなんですけど、なんといいですか、ちょっと具体例がないんですけれども、例えば、今度、県でも物価高騰の支援で事業者に対する支援が行われるわけなんですけども、それに対して、例えば、書類をいろいろ出して県から支給いただいた業者には、県の通知をもって、市からも上乗せで支給するとか、そういったことも私は必要ではないかなと思いますが、それについてお考えを伺いたいと思います。

それから2点目は、 、低所得者世帯、子育て世帯の方ですけれども、支給対象者への周知については、(1)、(2)については説明いただいたとおり了解はしますが、(3)の減収した世帯は申請必要なわけですけれども、これに対して周知とかはどのように考えられているのか、お願いいたします。

(菅原議長) 阿部政策企画課長。

(阿部政策企画課長) それでは私から、1点目の重点支援交付金の関係についてお答えしたいと思います。

まず、スケジュールの方ですけれども、資料の1ページの下の段にございますとおり、現在、庁内にすでに通知を出しまして、それぞれ必要な事業を検討いただいておりますけれども、これの庁内の締め切りを5月10日ということにさせていただいております。この後、集まってきた事業がどの程度の事業費になるのかといった部分も勘案しながら、最終的な選定を行って、最終取りまとめをして、6月補正ということで提案をさせていただきたいという流れでございます。

それからもう一つ、例えば、県の事業等に関連いたしまして、市がさらにそこを上乗せするようなことも考えられるのではないかとということにつきましては、そのとおりかというふうに思っております。ただ、国・県・市それぞれの役割といたしますが、国がやっている部分、県がやっている部分なども十分把握しながら、担当課の方でそこは、これから検討を進めるというふうに考えておりますので、そういった部分も含めて検討ということになるかと思っております。

以上です。

(菅原議長) 千葉子ども家庭課長。

(千葉子ども家庭課長) それでは、2件目の質問の方にお答えさせていただきます。低所得の子育て世帯に対する給付金の関係で、収入が減少した世帯への周知ということなんですけど、こちらの考え方が、任意のひと月を12倍して非課税になっているかどうかという判定をすることから、当市としては把握できないということで、昨年度も同じだったんですが、ホームページや広報等で周知をして、皆さんにお知らせをするという方法をとっております。

以上でございます。

(菅原議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 2点目については了解いたしましたけれども、最初の方の価格高騰支援ですけれども、市内のいろんな事業者の声を聞いておりますと、やはり昨年度と、例えば県とかでもいろいろ支援があったわけですけれども、書類の数をそろえたりするのが非常に煩雑なものが多くて大変だと。ただ、今回、県の支援では、書類についても前よりは簡素化されたような、非常に県についても使いやすいような状況であるけれども、額がやはりそんなに多いというわけではないといういろんな事業者の意見を聞いておりますので、その点について、市でも上乗せしてもらおうと非常に助かるというような、そして書類も追加がなければなおさら、非常に日々大変な思いをして仕事をしている事業者については、非常に助かるというような声を聞いておりますので、改めて検討をお願いしたいと思います。

(菅原議長) 阿部政策企画課長。

(阿部政策企画課長) 今、議員がおっしゃられたご意見も十分踏まえまして、検討を進めたいと

思います。

以上です。

(菅原議長) 7番、佐々木友美子議員。

(佐々木友美子議員) 7番、佐々木です。子育て世帯への給付金についてお尋ねをしますけれども、例えば、この3月、4月は、引っ越し等もあって、改めて奥州市においてになった方々で、この支給対象に該当する方々もいらっしゃるのではないかと思うんですけども、その方々は、どのような扱いになるかっていうことと、予算は6月議会で決定ということになりますと、転入の手續の段階では、そういうお知らせはまだ来ていないわけなんですけど、そういう方々への手續的なフォローというのは、どのようになるのでしょうか。

(菅原議長) 千葉こども家庭課長。

(千葉こども家庭課長) それではお答えさせていただきます。先日、国の方から支給対象に関する市町村の考え方が示されまして、昨年度支給した方々については、その支給した市町村が払うということになっております。ということで、転出しようが、転入しようが、去年もらったところからの支給になるので、そこら辺の心配はないかと思っております。

あと、新規に発生する方、こちら、4月の臨時会の方で予算措置をさせていただきますので、いずれ対象としてこれから出てくるのが、家計急変とか、あとは新規の出生とかの部分になると思いますので、家計急変だと申請をいただかなければならないんですけど、出生については追いかけて、こちらから今、プッシュ通知ということで、一方的にこちらが通知して支払うという方式をとる予定でございます。

以上です。

(菅原議長) 他にございますか。22番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 22番、阿部加代子です。まず、推奨事業のメニューのところでお伺いをしたいというふうに思いますけれども、まだ、具体的には5月10日の締め切りということで、各部署の方で様々なメニューを考えられていくんだと思いますけれども、特にLPガスの使用世帯が奥州市は多いわけですので、国から電気、都市ガス、ガソリン等は、補助が入って、1月の使用分、2月の支払い分から入ってきているわけなんですけれども、LPガスにつきましては、この支援が全くされていないというところがございますので、ぜひこのLPガスの使用世帯のところの支援ということを考えていただければと思うんですけども。

ところが大変ややこしい。それぞれ、LPガスの事業者さんはバラバラですので、ここをどうするかということが問題になってくるかと思っておりますけれども、その辺、市の方ではどのように考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

また、LPガスを使用している中小企業さんもあるわけなんですけれども、どう支援していくのかってところで難しいところもあるかと思っておりますけれども、この辺についてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、の特別高圧で受電する施設への支援というところで、この辺が今まで支援の中に含まれていませんでしたので、この辺をどうしていくのかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから、子供のところの子育て世帯への支援ということなんですけれども、いつの時点までの出生ということになるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

(菅原議長) 二階堂政策企画部長。

(二階堂政策企画部長) 前段は、推奨メニューについてでございます。やはり特徴的なのが、LPガスということなんですけど、全国的に、自治体の状況に合わせてここを支援するっていうのは非常に悩ましくて、国から事例が示されているんですけど、なかなかそれもちょっとピンとこないというところがございます。

ですので、これは各自治体で情報を取り合いながら、メニューを組んでいくというのが実態でございますけれども、今のところ、LPガスについて直接的な支援をするのはなかなか難しいかなと思っておりますが、今お話ししましたとおり、状況確認しつつ、何がいいか、その道筋を探っていきたいというふうに思います。

それから、特別高圧。この辺についても、議員おっしゃるとおりでありますので、こういった形が適切なのか、検討して参りたいというふうに思います。

以上でございます。

(菅原議長) 千葉こども家庭課長。

(千葉こども家庭課長) それでは、2点目の子育て世帯に対する寄付金、いつまでの出生かというご質問にお答えさせていただきます。令和6年2月29日までが、この事業の期限ということで、その日までの出生が対象となります。

以上です。

(菅原議長) よろしいですか。8番、東隆司議員。

(東隆司議員) 8番、東です。電力・ガス・食料品等の交付金の関係でお尋ねいたします。

1点目は、この推奨事業メニューの中で、生活者支援と事業者支援があるわけですが、現時点で、この4億ながしの奥州市の予算枠とかは決めているんでしょうかっていうことが1点目です。この件に関して申し上げたいのは、事業者支援、農業者とか中小企業、あとは観光業等々あるわけですが、こちらの方にも、特に今まで以上によろしく願っていますが、その事業者の方の部分について、特によく見て欲しいなっていうのは、なぜこういうことを言うかといいますと、この今回の中では、1点目のところで低所得世帯支援枠と、これはもう支援が決まっているわけです。こういったところのある程度下支えをするということがくれば、必然的に、その生活者支援の推奨事業メニューに、また低所得者とか子育て、精一杯できるんです。あまりにもこちらの方にだけ過度に行くのはどうかと。やはり、消費喚起とか、事業者の支援のところも一定程度以上、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかと思うので、この点についてまず伺いをいたします。

それから、2点目は、今までやってきた事業、これを継続というのも、この趣旨に合えばオーケーだという認識でよろしいかどうか、お尋ねいたします。

(菅原議長) 阿部政策企画課長。

(阿部政策企画課長) 2点ご質問いただきました。まず今回、4億円あまりの配分を国の方からいただけるということで、それぞれ生活者支援、事業者支援というふうに推奨メニューにございますけれども、ここの中のそれぞれの枠というものは、特にございません。いずれ、トータルで4億円あまりということできておりますので、生活者支援、事業所支援、なるべくそのところがバランスよくというふうには思っておりますけれども、最終的には今、議員がおっしゃられましたように、低所得者枠というのは別にあるということはおわかっておりますので、そこは、内部でどのような事業が上がってくるかを見た上で、バランスについても配慮して検討というか取りまとめをしていきたいというふうに思っております。

それからあと、継続事業の件ですけれども、特にここの中には新規でなければならないとあってというような条件というものはございませんので、効果がある事業ということで事業の選定は進めていきたいというふうに思います。

以上です。

(菅原議長) 他にございますか。

< 「なし」との声あり >

それではないようですので、説明事項の については、以上といたします。説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

(菅原議長) それでは再開いたします。

続きまして、説明事項の 新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について、説明をいただきたいと思います。高野健康こども部長。

(高野健康こども部長) それでは、新型コロナウイルス感染症の対応状況について、対策本部から報告をさせていただきます。

感染者につきましては、全国的にも、当市においても、大分落ち着いてきている状況にはあ

りますけれども、このところ、若干微増の傾向にあるので、注意が必要かというふうに思っております。冒頭、市長の挨拶にもありましたとおり、5月8日に向けて、ソフトランディングに向けて、きちんとした情報発信ができるようにしていかなければいけないというふうに思っております。

今日は1月16日の全員協議会で報告をさせていただきました以降の本部会議の開催状況について報告させていただきますし、あと、ワクチン接種は、今年度も引き続き無料で接種というふうになっておりますので、その進め方について説明させていただきたいというふうに思います。詳細につきまして、菅野参事から説明させていただきます。

(菅原議長) 菅野健康こども部参事。

(菅原議長) 健康増進課の菅野でございます。それでは、新型コロナウイルス感染症の対応状況についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。1、報告であります。(1)の対策本部会議については、この間、2回開催してございます。(2)の県内の陽性者の状況、(3)保健所別1週間当たりの新規感染者の状況でございます。資料の数字は、4月11日に県が公表した数字となります。県内では3月に入り、週を追うごとに感染者数が減少しておりましたが、4月、新年度がスタートした直近1週間を見ますと、少しずつ増え始めております。

2ページは、奥州保健所管内の昨年の4月からの新規感染者数を表したものでございます。

3ページ、対策本部会議での報告協議事項については、ご覧のとおりでございます。

4ページ、イベント会議等の開催状況についてです。各地の桜まつりや、春まつりにつきましては、水沢公園のお花見食堂、それから日高火防祭の前夜祭を見合わせるなど、一部縮小しての開催となりますが、それ以外は、コロナ前と同規模での開催を予定しております。

5ページ、ワクチン接種についてご覧ください。1、接種率につきましては、4月10日現在の接種の状況となります。

2の令和5年5月以降のワクチン接種についてでございます。最初に、春開始接種でございます。対象者は65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者。それから、医師、医療従事者、高齢者施設、障害者施設等の従事者が対象となります。対象者数は、約5万人を見込んでございます。

ワクチンは、オミクロン対応の二価ワクチンを使用いたします。接種券につきましては、65歳以上の方は、接種日時、医療機関を割り当ていたしまして送付いたします。5歳から64歳で基礎疾患のある方につきましては、コールセンターに接種券の発行を依頼した後に接種券を郵送いたしますので、ご自分で接種する医療機関、日時を予約する流れとなります。

次に、6ページをご覧ください。高齢者施設や医療従事者につきましては、施設ごとに接種者のリストを提出していただきまして、接種券を送付する流れとなっております。接種方法につきましては、医療機関での個別接種を基本としますが、接種枠に不足が見込まれる場合は、集団接種で補完する形をとります。スケジュールですが、4月21日に65歳以上の高齢者、リスト提出者への接種券を発送予定としてございます。5月8日から接種を開始いたします。

続いて、秋開始接種についてでございます。接種対象者は、追加接種が可能な方すべてが対象となります。約10万人が該当いたします。

3の小児・乳幼児ワクチン接種の進め方についてでございます。5歳から11歳までの小児の接種は、今年8月末まで接種期間が延長となりました。生後6か月から4歳までの乳幼児は、従来型のワクチン接種、初回接種を継続して実施して参ります。

次に、7ページをご覧ください。この資料は、県の本部会議で示されたもので、5類移行に係る県の対応について、どのように変わるか整理したものでございます。大きくは、5月8日以降も継続するものと、5月7日で終了するもの、3月31日で終了したものに区分しております。最初にお詫びを申し上げますが、表題の記載に誤字脱字が複数ありました。大変申し訳ございませんでした。

5月8日以降の状況についてでございます。症状のある方の健康相談や受診相談先のいわて健康フォローアップセンターにつきましては、継続いたします。コロナ治療薬は、公費負担を

継続いたしますが、解熱剤や鎮痛剤は、自己負担となる予定でございます。入院医療費の公費負担は、継続となりますが、一部自己負担も発生するという状況でございます。

それから、高齢者施設の従業員に対する集中検査についてでございますが、感染状況に応じて検査を実施いたします。ワクチン接種に係る公費負担は、今年度内の接種は、全額公費負担となります。

医療提供体制につきましては、現在の診療・検査医療機関、県内約435か所となっておりますが、その医療機関、それから重点医療機関を中心に診療・検査や入院対応を実施するよう、保健所管内ごとに、現在調整中の状況となっております。

5月7日で終了するものについてでございます。陽性者の登録や自宅療養の要請がなくなりますので、いわて陽性者登録センターや自宅療養者の食糧支援などにつきましては、終了となります。

なお、ドラッグストアや薬局で無料実施しておりました無症状者へのPCR検査やいわて検査キット送付センターで、キットの送付にかかる支援につきましては、3月31日で終了となっております。

コロナとワクチンの相談窓口センターの概要については、8ページとなります。

続きまして、9ページ、職員の服務における感染防止行動についてをご覧ください。職員のマスク着用の取扱いにつきましては、3月13日以降、国の方針に基づき、職員個人個人の判断に委ねるのを基本とすることを決定し、職員に通知いたしました。通知文の内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、10ページは、令和4年度の職員の感染状況となります。月別の感染者数と感染経路について区分した資料となります。

11ページ、生活支援部会の住居確保給付金・生活保護世帯の状況についてでございます。住居確保給付金は、令和4年度は、負担行為額で95万5,000円、相談件数が31件と前年に比べまして大きく減少しております。同様に、くらし安心応援室における新規相談も大きく減少しております。

次に生活保護世帯の状況ですが、3月末現在831世帯、1,038人となっており、令和4年度のコロナの影響による生活保護の相談は5件、うち申請に至ったものは2件となっております。生活保護の状況につきましては、まだまだ相談が多い状況でございます。コロナの影響によるものだけではございませんが、丁寧な相談対応を行い、申請につきましては、できるだけ早期に決定するよう対応しております。

次に、経営支援部会の経営支援策の進捗状況についてでございます。資料は、12ページから16ページまでとなります。

今回報告する内容は、前回の報告内容から進捗があった部分を抜粋したものとなっております。進捗の詳細につきましては、後ほど資料をご覧くださいと思いますが、今回の報告をもって、令和4年度の新型コロナ臨時交付金を活用した事業は、すべて完了となります。新型コロナ臨時交付金事業の令和4年度の実績につきましては、今後改めて取りまとめて、市のホームページに掲載する予定ですが、トータルで申し上げますと、国から奥州市に配分された交付金15億9,000万円を活用いたしまして、総額20億8,000万円の事業を実施したこととなります。令和5年度におきましても、物価高騰に対する重点支援交付金4億円あまりが配分されることから、引き続き支援を必要とする方々に適切な支援が行き届くよう留意して取り組んで参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(菅原議長) 説明が終わりました。ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。22番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 22番、阿部加代子です。5類になりましたからですけども、例えば、熱が出ましたという時には、開業医さんの方に直接行ってもいいということになるのでしょうか、それとも相談センターの方に一応相談してからになるのでしょうか。いわて健康フォローアップセンターの方には、発熱の症状がある場合の受診先の相談とあるんですけども、この点、

熱上がった時にこれから検査薬も無料ではなくなるわけなので、どのようにするのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、治療薬なんですけれども、開業医さんの方でも処方していただけるようになるのかお伺いをします。今までは県立、それから公立の病院だけだったような気がしますけれども、開業医さんでも処方していただけるのかお伺いをいたします。

(菅原議長) 菅野健康こども部参事。

(菅野健康こども部参事) 1点目の熱が出た場合、どのような動き方をするかということでございますけれども、基本的には、それぞれ皆さん、かかりつけの病院、クリニック等がございましたら、そちらの先生にご相談していただいて、そちらで検査等ができるということもございますので、そういった流れで、最初はかかりつけのクリニック、病院に問い合わせ、受診いただくというのが一番短時間で、すぐに行けるという流れかと思えます。かかりつけのお医者さんを持っていないという方につきましては、相談センター等に相談しまして、或いは保健所等でも、そういった検査機関、流れをお伝えし、情報提供できると思えますので、そういった流れで受診していただくということとなります。

それから、2点目の治療薬についてでございますけれども、現在、入院してのコロナの治療薬につきましては、すごく高額で、本当の治療薬につきましては、高い費用がかかるということで、公費負担となっております。通常ですと、様子を見ながら熱冷ましとか、或いは体の状況を見て処方されるという状況であれば、開業医の先生、それからそちらで適切な処方せんを出していただけるかというふうに思います。それにつきましては、自己負担ということとなる予定でございます。

開業医の方でのコロナの薬なんですけれども、ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ等といった専門の高額の治療薬がございますけれども、これについては、入院医療機関で現在処方されておりますので、開業医の先生のところこういった医薬品を使うという場合は、開業医の先生の方から、入院できる医療機関の方にご紹介していただくといった流れになるかと思えます。開業医の先生のところでは処方はしないというふうに、現在は思っております。

以上でございます。

(菅原議長) 15番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 15番、千葉康弘です。1点質問いたします。

16ページの農業水利施設関係なんですけれども、こちらで補助金を出しているんですが、2月または3月に補助が交付完了しているというふうになってはいますが、これを見ますと、見方がわからなかったんですが、3月の補正予算を1,400万円ほど減額されているというふうに読んだんですが、なぜ予算が減額されているのかということが1点あります。

その中で、電気料が高騰している中で、求められて予算をつけたと思ったんですが、ここで特に気になった部分が、小規模の土地改良区関係なんですけれども、例えば、予算減額されたとしますと、賦課金がぐんと上がって維持が大変になると、結果的に、これが個人の農業者の負担になると考えておりますけれども、その辺はどのようにお考えなのかについて質問いたします。

(菅原議長) 及川農林部長。

(及川農林部長) ご質問の点でございますけれども、まず、1点目の予算の減額でございますが、これにつきましては、予算編成時には、県の支援が予定されていない状態での予算措置ということになりまして、その後、資料にありますとおり県の支援が決定されたということで、この分を差し引いて市の方で支援をするという形になったために、結果的に予算としては減額になったというものでございます。

そして、2点目の電気料が農業者の方に転嫁されるのではないかとございまして、仕組みとすれば、そのとおりということになります。それが、農業経営にどのような影響を及ぼすかということになりますが、これについては、引き続き検討を進めて参りたいというふうに考えます。

以上でございます。

(菅原議長) 他にございますか。17番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 1件だけ伺いますけれども、この間、ワクチンの重い副反応、或いはコロナ感染後の後遺症の問題が、少数ですがあるかと思うんですけども、そのような対応については今、触れられなかったので、その点についてお願いします。

(菅原議長) 千葉保健師長。

(千葉健康増進課保健師長) それでは私の方から、副反応と後遺症についてお話をさせていただきます。ワクチンの副反応があった方については、その都度相談対応していくということで対応しております。

そして、入院とか、通院とか、医療費がかかった場合等に関しましては、健康被害ということで申請を受け付けておまして、これについても随時対応しております。

後遺症についても、随時の相談対応ということにさせていただいております。

それから、県の方の相談センターの方もご紹介しております。

以上です。

(菅原議長) よろしいですか。他にございますか。

< 「なし」との声あり >

それでは、ないようですので、説明事項の については、以上といたします。

ここで休憩をとりたいと思います。午前11時まで休憩いたします。

#### メイブルの対応について

(菅原議長) 続きまして、説明事項の メイブルの対応について、説明をいただきます。佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) それでは、メイブルの対応につきまして、私の方から最初、若干説明をさせていただきます。そのあと、担当課長より資料に基づいて説明をさせていただきます。

メイブルの対応につきましては、議会の皆様に対しては、2月22日の全員協議会におきまして、その時点の地権者、水沢クロス抵当権者等々の意向調査などの状況について、まずご報告をし、あわせて、破産管財人からの競売等を想定した市による取得方針をお示したというところでございます。併せて、4月の全員協議会において、取得の是非及び手法の最終決定の説明をしたいとするスケジュールについても、その中で触れさせていただいたという経過でございます。

2月22日の全協以降、地権者全員からの同意の取りつけと、抵当権者さんとの調整など進めてきたという経過でございます。最終的には予算を認めいただきました不動産鑑定について、3月29日付けで不動産鑑定の結果が提出された。その内容について、この間、精査、確認作業を行ってきたという状況でございます。

本日の全協につきましては、まずはその不動産鑑定の内容についてご報告をさせていただきたいと考えておりますし、地権者等との最終的な調整に時間を要している部分がありまして、2月の際にご説明しました4月中での議会提案等が難しい状況になったという、その状況についても説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールという部分について、今想定しているスケジュール等についても、併せて説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、担当課長より資料で説明をさせていただきます。

(菅原議長) 門協商業観光課長。

(門協商業観光課長) 私から、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページ目です。まず、1の不動産鑑定の結果及び今後の方針についてということで、依頼しておりました不動産鑑定の結果が、3月末で出てきました。市が取得を想定しているメイブル及びその敷地の評価額は、総額で約2億6,000万円となりました。この不動産鑑定評価額及び引渡日以降の固定資産税相当額に基づき、メイブル及びその敷地を取得する方針で、株式会社水沢クロス開発及び地権者等との協議を継続することといたします。

次のページをご覧ください。メイブルの取得費用、不動産鑑定の結果でございますが、No.

1からNo. 3と分類してございます。No. 1は、クロス開発が所有している東館と西館の一部の建物です。合わせまして、不動産鑑定の評価額は1億1,946万円。続きましてNo. 2、クロス開発所有の土地が、全部で1,889万1,000円。それからNo. 3として、クロス開発以外の地権者所有の土地が、合わせまして1億2,169万9,000円。不動産鑑定の評価額の合計は、2億6,005万円程度と。

それから、クロス以外の地権者から土地を取得する場合、固定資産税相当額を加算するというようにしてありまして、6月1日取得だと仮定しますと、このBの欄ということで、103万7,000円ということになりますので、No.3のクロス以外所有分の土地につきましては、不動産鑑定評価額と固定資産税相当額を合わせますと1億2,273万6,000円ということで、合計で2億6,100万円ほどの負担という結果となります。

1ページにお戻りください。2の関係者との協議等についてでございます。メイプル取得に関する市の考え方につきましては、すべての地権者及びクロスの土地建物の抵当権者から理解をいただいておりますが、今回の評価額等に基づく取得予定価格による売却の可否につきましては、改めて最終確認をさせていただこうとするものです。

なお、意向決定に一定の手続を要する地権者がいるため、4月中のメイプル取得は困難な状況となっております。

3の今後の議会対応等についてということでございますが、クロスを除くすべての地権者等の意向確認、最終確認が完了し、市がメイプル等を取得するということになった場合は、速やかにその結果を説明し、議会に説明させていただきます。

また、メイプルを取得しようとする場合は、取得費用のほか、施設の管理運営費等で約5,650万円、10か月程度と試算した場合ですが、の補正予算を議案提出することとなります。

なお、ご議決いただいた際には、クロス以外の地権者との仮契約の締結、あと、クロスが所有する土地建物の競売による取得に着手します。

続きまして4、今後の主な予定でございます。4月中旬の全協での報告説明というのが今日でございます。4月下旬地権者等の意向確認の完了ということで、本日夕方、地権者へ改めて不動産鑑定の結果に基づく売買についての説明会を開催します。それに基づきまして、今月末までに地権者さんの意向の最終確認を行います。それを受けまして、5月上旬に取得の是非及び手法の市としての最終決定を行い、その後、議会の皆さんに全協等でご報告、説明を行います。5月の中旬で取得するというふうに決定した場合は、補正予算等の議案の提出を行いたいという予定で進めたいと考えてございます。

5の5月以降のメイプルの使用等についてということでございます。クロスが経営を継続する予定の4月中につきましては、メイプル東側及び西側の公的機関等が引き続き使用できるよう、先にご議決いただいております光熱水費を補助した上で、令和5年度の賃貸借契約を締結してございます。今般、4月中にメイプルを取得することが困難な状況となりますので、当初予算の範囲内で賃貸借契約を延長したいと。大体1か月470万円程度と見込んでございます。

また、当初予算で契約できるのは2か月程度分の予算しかございませんので、5月末までに取得が完了しない可能性がある場合は、賃貸借契約のさらなる追加ということでの補正予算を提出したいというふうに考えてございます。

本日は、不動産鑑定の結果のご報告と地権者の一部で一定の手続を要する地権者がいるということで、当初予定していたスケジュールを最短でも1か月程度先送りせざるを得ないという状況のご説明でございます。

以上です。

(菅原議長) 説明が終わりました。ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。22番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 22番、阿部加代子です。2の関係者との協議のところについて、お伺いをしたいというふうに思います。2月22日の全員協議会の時に、地権者の意向確認の結果ということで、固定資産相当額をその不動産鑑定の評価額に基づく価格にプラスして、加算してというところは、概ね全員の方から理解をいただいておりますというようなご報告をいただいております。

りましたけれども、またそのことについて、不動産鑑定額が出ましたので、さらに正確なところの鑑定価格と固定資産税相当額を併せて、価格を明確にして、改めて意向確認をするということの意味でしょうか、お伺いいたします。

なお、この意向決定に一定の手續を要する地権者がいるためということなんですけれども、もう少しどういうことなのか説明をいただければと思います。2月22日の時には、1筆において地権者がお亡くなりになっており、また、10名による共有地において2名が亡くなっており、現在、それらの相続人を調査しており、判明次第、説明の上、理解いただく予定ですということの状況の報告でございましたけれども、その辺がどうなっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

(菅原議長) 門協商業観光課長。

(門協商業観光課長) 2点ご質問いただきました。1点目につきましては、議員おっしゃるとおり、これまで地権者さんには、金額なしで、市が、不動産鑑定評価額プラス固定資産税相当額での取得で進めたいということについての意向確認でございました。今回は、不動産鑑定の評価額が出ましたのでその金額、それと、6月1日取得であればという前提の固定資産税相当額、この二つをお示しして、地権者さんの意向といたしますか、売買の是非の最終確認をさせていただくというものでございます。

2点目につきましては、資料のとおり、一定の手續を要する地権者さんがいるということで、具体的に申し上げますと、一筆だけ法人所有の土地がありますけれども、この法人につきまして、法人の代表者さんについては、市の意向につきましては、何の問題もなく、賛同いただいておりますが、法人さんそのものの、何て言いますか事情がありまして、売買の協議等の手續を進められない状態にあるということでございます。

会社法の規定による法務局の手續がございまして、ちょっと我々も想定外の事案が発生しまして、弁護士さんともこういう事案が発生したのでどう対応したらいいかとかということをご助言いただいているのですが、非常にレアなケースで、なかなか難しい問題があって、市の意向で話が進むとかという問題ではない事情に出くわしてしまったということございまして、これを解決していただくには、法人の代表者さんなりでということになりますが、解決の手法が全くないわけではないのですが、いつ解決できるかの時期が明確になってないのが、今の現状ということになります。

順調に手續を進めていただければ、ここ1か月以内で何とか進められるのではないかとこのように思っております。この資料の4のスケジュールを説明させていただきました。ただ、事案が、ちょっと時間を、もっと要するということになれば、このスケジュールももっともっと先送りになってしまうというのが今の現状でございます。

以上でございます。

(菅原議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 22番、阿部加代子です。そうしますと、その一定の手續を要する地権者のところなんですけれども、大体が昨年12月末までに地権者の意向を取りまとめるというようなことだったので、結局ずるずると今まで延びてきたわけなんで、今、今後の主な予定で示していただいている予定も、最短でということなのかなと思います。この一筆がまとまらない時にはどうなるのか、その最悪のところも想定をさせていただいて、ご説明をいただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(菅原議長) 門協商業観光課長。

(門協商業観光課長) 確かに、今日お示したスケジュールは、最短ということございまして、最悪なことを想定すればというお話でございましたが、今現在、その交渉できる状態になるということに向けて地権者さんの方では動いてございますので、最悪の状態ということにはならないものと我々は見込んでございます。早ければ、この1か月程度で何とか対応できるのではないかとこのことで今回、このスケジュールをお示したということでございます。

以上でございます。

(菅原議長) よろしいですか。16番、瀬川貞清議員。

(瀬川貞清議員) 16番、瀬川貞清です。鑑定額について聞きますが、1月16日の全協で示された資料の中に、鑑定額を1億円と仮定という資料がありましたのですけれども、私もちょっと関係者に質問されて、どのくらいを見ているのかっていうことで、この資料で1億円ぐらいと見ているようだよと説明したんですけれども、仮定ですから、額が違っていいんですけれども、それでも一定の根拠を持って鑑定額の予想を立てたと思うんですが、それが2.6倍くらいになったんですけれども、何か想定外の事情とか、そういうふうなことがあったのかどうか、ちょっとどこまで説明できるかわかりませんが、その辺に関して情報があればお願いしたいと思います。

(菅原議長) 門脇商業観光課長。

(門脇商業観光課長) これまで議員さん方にお示ししてきました資料の中で、プランA、プランBの比較表をご覧になってのお話だと思いますが、本当に仮定の数字でございます。何も数字がないと説明がしづらいということで、何の根拠もないただの仮定で1億円ということでお示したというものでございます。

確かにこの2.6億円が高いか安いかわかるというご質問をいただけるのであれば、私が個人的に想定しているよりも高かったなというお話はできますけれども、いずれ、当時の資料とすれば、何も数字がなくご説明するのは難しいということでの仮定の1億円という資料でございましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(菅原議長) 19番、及川佐議員。

(及川佐議員) 19番、及川佐ですが、メイブルの取得の問題は、確かに今、時間がずれてきているので、延びてきていると思うんですが、この期間を使って、私が気になっているのは、メイブルはどのように、何の目的で使うのか、或いは、それをどうしようとするのかがよく見えてなかった。これは、11月14日の全協の中で、メイブルの再活用についてというイメージを出していただきましたけれども、これは、例えば、若い人に1階を、特に高校生なんかに使ってもらうとか、こういう話はありませんが、非常に漠然としているような感じを受けています。もう少し取得の目的、建物があるから買うと、目的は後でっていうふうでは、まずいんじゃないかと私思うんですね。もう、すぐ目的をはっきりして、どうしても取得したいと、金額の多寡はもちろんあるんですが、金額が多少変動してもこの施設が絶対必要だと、まちづくりに必要だというイメージが、11月14日以降、何も示されないまま、或いは、未来羅針盤課が担当なのかもしれませんけれども、非常によくわかりにくい。だから、どうしてもこれをやるためには、何とかこれをしたいからなんだっていう理由づけが薄いように感じられるので、この何か月間で何か進行してきたのか、新しくイメージを書き加えるような、或いは目的に代わるようなものを議論してきたのか、これについてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

(菅原議長) 梅田未来羅針盤課長。

(梅田未来羅針盤課長) 私の方から、メイブルの活用策の検討状況についてご説明をさせていただきます。メイブル取得後の活用策につきましては、昨年12月5日の議員説明会において説明をさせていただいた目的とかコンセプト、その辺からは変更はございません。具体的には、産学官連携による課題解決型人材育成プログラムを構築させていただいて、メイブルをそのプログラムの実践場として提供すること、あとは高校生をはじめとする皆さんのそういったリカレント教育も含めて、学びの場として提供するというのを考えております。あわせて、ビジネススペースというような形で、貸しオフィスとかレンタルオフィスシェアをし、オフィス等の活用についても検討させていただいて、そういった企業の方々と市民の方々が触れ合いながら、課題解決に向けた検討を進める場というふうにさせていただくという流れになってございます。

以上です。

(菅原議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) それはもうもうすでに聞いていることなんですね。ですから、それ以上、この間議論して、さらにそれを具体化する、例えば、企業をもし誘致する場合でも具体的企業、或いは、企業の要望がどうなのか、どこからか、どういうところから手をつけるか別としても、そ

ういものがもっと具体的にしないと、設備も古いままで使えるとは限らないわけですよ。だから、ちょっと邪推すると、取得ありきじゃね、やっぱりまずいんじゃないかなっていうか、なかなか悪いっていうか、我々も理解できないので、もし、具体的なこういう企業、或いはこういう高校生は、大学のサテライトを作るとか。そのためには、今の上物が60年持つにしてもですよ、中の設備はもう古くなるわけで、そうすると設備投資がさらに増えるということも含めて、どういうものを具体的にやるのかということが、どうもいまいちよくわからないので、我々自身も非常に迷っているわけですよ。

目的が、安く買えるから、これから考えようというふうに映る。それじゃまずいと思うんですね。それがちょっといまいち理解できないので、その目的を、この数か月間、さらにどういことを交渉したから、買ってからちゅうだけだとなかなか難しいので、この数か月間の努力があるとすれば、もう少しわかりやすい活用策、或いは具体的なもの、これを提起していただきたいんですが、いかがでしょうか。

(菅原議長) 倉成市長。

(倉成市長) いろいろご指摘ありがとうございます。議員の間で行ったワールドカフェ、これでグループ討議ですか、討議した内容も我々見させていただきましたけど、あの中で、やはり重要だなと思ったのは、今のご質問とも関係するかもしれませんが、全体像っていうか、もうちょっとメイプルだけじゃなくて、全体のまちづくりの構想があったほうがいいんじゃないかというご指摘がありました。

で、今作業しているのは、実はそういうところでありまして、これ、未来羅針盤課からのいろいろテーマの概略図みたいな、これ作って、つまり市街地開発としては、水沢の市街地開発があって、その中にはメイプルも新病院もいろいろあるわけですね、まず一つ。

もう一つの市街地開発で、これは岩谷堂、江刺のいわゆる総合支所周りの開発があると。それから、前からお話しているように、小さな拠点づくりとして、衣川のモデル地区があって、今度新たに江刺の東部、伊手旧小学校を活用した農業法人等の活動を中心とした話があります。それと、前沢地区ではこれ、元々コンパクトシティ的なまちの構造をしていますから、これを進める。そして、西の玄関口では、この前お話したようにモンベルを中心とした開発計画を進めると。これらを、全体的に見えるような形にすると、今作業しているのはそういうことなんです。

ですから、これに非常に関係するのが、実は公共交通なんですね、バス交通。ですから、イメージとしては、こういうそれぞれのこのテーマがあって、それに対して一つ一つ精密な設計図を作って、かつまた、それぞれの中心となるポイント、つまりメイプルとか、新病院は、クリックすればどういうイメージのものかかっていうのはわかるようにすると、動画で。それを今作業しているんです。

ですから、奥州市が今、全体的にまちづくりをしようというその全体像をまずはわかってもらうっていうことが、実は市の職員も重要ですし、それから議員にも、それから市民の方にも重要だと思って、そういう作業をしていると。

議員からご指摘のあったメイプルの具体的な相手方、これも当然、作業しています。ただし、メイプルの取得が決まっていなときに、彼らと契約交渉するわけにはいかないんです。ですから、まずはステップを踏んで、メイプルについては、きちっと市がこういう教育目的の施設にしますよということの大体イメージ図については出せるんですけども、それが決まらない限りは、先には進めないってことだけは理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

(菅原議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 要するに、グランドデザインがなければなかなか難しいんですが、水沢病院みたいに極めて具体的なものは、非常にわかりやすいわけですよ。こういう目的のためだと。そのために土地を取得すると。メイプルに関しては、買ってから考えるっていうふうな感じを受けるので、それは確かにそうすると、金額の多寡によっても変わってくるので、まあ、金額の多寡はあるけれども、こういう目的のために作るんだというものが共有できないと、金額に左

右されたり、時期によって左右される可能性があるので、やはり、それをもう少しグランドデザイン、今言ったいろんな地域のグランドデザインも重要ですけども、メイプルとあの地域のもっとここに関するグランドデザインに関わることをはっきり出すことの方が、私は必要なんじゃないかと。これ、見解の相違かもしれませんが、そうしないと、議員諸氏も非常に、何を基準に。買っちゃってから考えましょうっていうふうにも聞こえかねないので、そうは言っていないかもしれませんが、そういう危惧も持ってしまうんですね。

だから、やはり買ってから、買えない限り、そのイメージ図が、やっても意味がないだろうというのは、それは確かに言えるんだけど、買ってから考えますっていうんでは、非常に言われてしまう、何を基準にってね。何の目的なんだってのは、後で付けばいいんじゃないかというふうに。何ていうか、下衆の勘ぐりかもしれませんが、そう思ってしまうわけなので、それはもう少し、買うためにも、目的をもっとはっきりすべきだというのが私の見解です。

(菅原議長) 倉成市長。

(倉成市長) そういうふうな勘ぐりはやめて欲しいんですけど、以前も話したように、我々、メイプルを購入するという意味は、やはりまちづくりに必要だと。そのまちづくりができることによって、一部民間の力を持ってこのメイプルを再生することで、将来的な賑わいを保ったときに、このメイプルを民間移譲できるような形にするっていうのが最終的な目的なんです。そうすると、目標といったほうがいいですかね。目標なんです、そうすると。

あれを潰すために15億円の費用っていうのは、市で出さなくてもいいようになるんですね。つまり、あと30年持つわけです。あと30年もつから、今回の建物の評価も1億円以上が出ているわけで、その間に市街地に賑わいを戻して、民間の企業がこれだったら建て直しても商売できるなっていうふうに思ってもらおうというのが最終目標なんです。

ですから、メイプル一つでできる部分じゃない。例えば、メイプルの周り、駅通りを土日の歩行者天国にするとか、それで産直が集まってくるとか、いろんなことを組み合わせながら、いわゆる市街地開発をしながら、メイプルの価値を上げていくというのが目的なんです。目標なんです。

ですから、今回1億円でも2億何千万円でもよくて、結局あれを、民間企業にとって魅力的なものにするということが目標です。

ですから、もう一つは、高校生を含めた教育、つまり、岩手大学のサテライトを、こっちの方はキャンパスの話であるとか、あとはビジネスゾーンとしてのサテライトオフィスの話であるとか。それっていうのは、実は市街地の、例えば、西の玄関口の開発にも関係するようなことなんです。新しい衣川荘の経営陣なんかも刺激されている内容なんですよ。

そういうことをすべて含めたまちづくりがあって、初めてこのメイプルの開発が成り立っていくというふうに考えてください。

(菅原議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) むしろ、今言ったように、30年、40年近くがもう経った。躯体そのものはもつわけですけども、中の必要なものっていいですか、それにおいては、もう古びているわけですよ。はっきり言えば、躯体なんて60年持ちますよ。でも、中の設備等は、30年、40年で、使えるのは、20年から30年ですよ。ちょっと全面的に、用途によっては、躯体そのものももっても中のものはほとんどもたないっていうのが、現実になるわけですよ。だから、その場合、かえって壊したほうが安上がりって可能性もないことはないと思うんですね。それが悩ましいところで。

だから、はっきりしない限りはね、そのまま価値を上げるって言ったって、それは、なかなか中の問題、ものはほとんど、設備は使えないですよ、クーラーにしる、冷暖房にしるね。これ、やっぱり躯体の問題じゃなくて、中で何をやるかによって価値が変わってくるんで。それは、不動産が、ちょっとまた違う考えですけども、そういう意味では、だから、むしろ建て直したほうがいい。それが、もっとその価値が上がるって可能性もないとは言えないので、それは検討する必要があるんだと思います。

(菅原議長) 倉成市長。

(倉成市長) これ、前も言ったんですけど、まず、あそこは空調関係のリニューアルをするんですよ。省エネタイプに置き換えるというので、1億円ちょっとの見積もりが出ています。あとは、あそこのエスカレーターの部分をシャッターに、こうやることによって、かなりエネルギー費用っていうのは抑えることができます。それに、中のリニューアルするのは、これ、当たり前なんです。ですから、一部民間企業が入りますけれども、彼らは、その商売をするために当然リニューアルするわけです。躯体がしっかりすれば、中を綺麗にできるっていうのは、全国至る所に例がありますし、あとは、場所によっては、図書館を入れていますね。水沢図書館は、これ、残念ながらWi-Fiが使えないですけども、街中に図書館を移すことによって、実際、いろんなところで図書館が人を集めるという機能を果たしています。そういうことも含めたメイプルの活用であるっていうことを、是非とも理解していただきたいと思いますね。

(菅原議長) 他に、17番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 17番、千葉敦です。今、メイプル地下、或いは西館に、公的施設がいくつか入っていると思うんですけども、確認ですけれども、最短の話を説明されて、その後、結局延びる可能性も最終的にはあるわけですけども、その公的施設は引き続き、或いは地下の市民が使っているスペースとか、引き続き利用できるか確認ですけども、そう考えてよろしいのかどうかお願いします。

(菅原議長) 門脇商業観光課長。

(門脇商業観光課長) お答えいたします。我々いたしましたは、競売による取得を目指すというふうに、本日の資料でもございます。競売ということは、イコール、運営会社である水沢クロス開発が破産ということになるかと思いますが、この破産手続をした後でも、公的機関が運営できるのかどうかというご質問だったというふうに考えてございますが、これ、顧問弁護士をはじめ、様々な弁護士さん等々にご相談をさせていただいたのですが、破産手続をされる弁護士さんが、その手続の際に、裁判所に、メイプルにはこういった公的機関等が入っておって、引き続き運営したいということも、一筆添えて手続をすると、で、裁判所の方で、破産管財人さんを選任するに当たっても、こういった事情があるのだよということを破産管財人さんに説明した上で、手続に入るといいますか、そういった事情になるというふうな助言をいただいておりますので、破産管財人さんが仮にどなた、どこの弁護士さんになっても、引き続き、公的機関は運営できるといいますか、続けられるといいますか、そういったことは、大丈夫だというふうな認識であります。

以上でございます。

(菅原議長) 千葉敦議員。確認ですけれども、例えば、集会施設っていいですか、会議室等々もあるわけですけども、市民の利用は、同じように大丈夫だということによろしいですか。

(菅原議長) 門脇商業観光課長。

(門脇商業観光課長) 会議室につきましては、確か前回の全員協議会でもご説明したはずですけども、3月末をもって一般開放は終了してございます。4月以降は、地下に入っております公的機関等々の会議の場ということで、その利用はそのとおりということで、今後、仮に市が取得できて、また以前の地階会議室を一般に開放するかどうかは、今後の検討ということになります。

以上でございます。

(菅原議長) 他にございますか。7番、佐々木友美子議員。

(佐々木友美子議員) 7番、佐々木です。関係者との協議に関わる部分で、仮契約っていうようなことなんですけれども、もしも5月末までに取得が完了しない場合、どれくらいの期間になるか、延びていく可能性もあるわけなんですけれども、そうすれば当然、地権者さんにとっては、固定資産税相当額の部分は、あまり大きい額ではないにしろ、金額の変動があったりとかもすると思うんですけども、そういうことも踏まえての仮契約になるということでの確認は、それでよろしいでしょうかっていうことと、もう一つ、市が取得するということになれば、それぞれの地権者のいろんな公的な手続が発生して、様々な手数料等がかかるんですが、それは、あくまでも市が関与せず、それぞれの地権者さんたちの支払いでそういうことが行われるって

いう辺りの確認、それでよろしいんでしょうか。

(菅原議長) 門協商業観光課長。

(門協商業観光課長) まず、二つご質問いただきましたが、1点目の地権者との仮契約関係でございます。関係者協議ということでございますが、仮契約につきましては、大体めどが立ってからの契約というふうに考えてございますので、本日夕方も地権者さんに説明会を開いてご説明しますが、そこら辺も含めた説明ということになります。例えば、早ければ、来月中旬なりに市が取得するというのを決定しての地権者との仮契約というスケジュールになるんだろうと思いますけれども。

ただ、その段階で、競売がいつの時期に行われそうになるのかとか、破産管財人さんとの日程調整といいますが、協議も必要になってきます。その辺が明らかになって初めて仮契約ということになるかと思っておりますので、協議が長引けば長引くほど固定資産税相当額の市が負担する分が減るといのは、それはそのとおりでございますので、大体のスケジュールが見えてから、仮契約ということをご想定してございます。

それから、2点目の地権者さんの負担、或いは市の負担の範囲ということのご質問だと思っておりますが、これまで地権者さんには、市が負担するのは、不動産鑑定の評価額プラス固定資産税相当額のみですという説明をしてきました。本日も改めて確認をさせていただきます。よって、それ以外の様々な負担につきましては、すべて基本的には地権者さんの負担だよということになります。

これまで、地権者さんには、どのような負担があるのかというようなことも、資料で、前回の地権者の説明会でお示ししてございます。例えば、税の負担とか、何か抵当権等の設定がされていればおよその抹消費用、司法書士さんをお願いする費用、大体この程度だとか、その辺の説明も一通りしてきてございます。

以上でございます。

(菅原議長) 他にございますか。9番、小野優議員。

(小野優議員) 9番、小野です。ちょっといくつかあるので、分けて聞きますけれども、まず、5月以降、破産管財人さんからお借りするという形で使われていくということかと思っておりますが、その際の施設の管理っていうのがどのようになっていくのか、資料の方でいくつかの賃借契約みたいな、延びた分のひと月470万円とか書いていましたけれども、これを破産管財人さんに払った上で、その施設の管理、要は、エレベーター設備ですとか、空調等の設備の管理は、そのままそれを受けて破産管財人さんが、どこかしの業者さんに委託して運営されていくのかっていうところと、それから、2階にあります県のi-サポさんは、予定とおり地下に5月以降移動されるという形になっているのかということをご確認させてください。

(菅原議長) 門協商業観光課長。

(門協商業観光課長) まず1点目でございますが、そのとおり破産管財人さんが選任されれば、施設の管理運営は当然、クロスから破産管財人に移るということで、これまで弁護士さん等々からお話を聞いている限りでは、基本的に今、クロスが、例えば電気とか、光熱水費関係或いは施設の維持管理で契約しているものをそのまま継承するというふうにお伺いしております。なので、監査人さんが、別途改めて何か契約をし直すとかということではないというふうに考えてございます。

それから、二つ目の2階にあるi-サポでございますが、今の予定では、今月中に地下の第2会議室だと思っておりますが、移設といいますが、引っ越し作業をするというふうな予定で今、進めております。

以上でございます。

(菅原議長) 小野優議員。

(小野優議員) 今の件はわかりました。そしたらあともう一つ。まだ幾つかありますけれども、まず、延長になっている部分の使用料を払っていた、賃借料を払っていた場合に、単純に考えると、その分、不動産鑑定額から差し引いた金額で購入できるのかなというふうに思ってしまうんですが、そういった形になるのか。不動産鑑定価格が減るということはないのかということ

ころと、それから、買う地権者さんへの地代の支払いっていうものは、いわゆる停止した状態で放置されるってところなのかを確認させてください。

(菅原議長) 門脇商業観光課長。

(門脇商業観光課長) お答えします。例えば、取得する時期が延長したということになっても、それが1年とか2年の延長であれば当然、不動産鑑定額には影響するものと思いますけれども、我々が想定しているのは、今現在で、最短で1か月、或いは延びても2か月か3か月程度ということになりますので、それに対しての賃料を加味しても、不動産鑑定額に大きな影響はないものというふうには考えますが、その辺は、改めて鑑定士さん等と、その時期に確認はしたいと思います。

それから、地権者さんに対する地代ですけども、これも破産管財人さんがどういう考えになるかということですが、先ほどからご説明していますとおり、クロスのこれまで運営してきている内容をそのまま継承するというのが基本的なことというふうに伺っておりますので、それを考えれば、4月までは、クロスが契約に基づいて地代をお支払いしてきているということなんですけれども、仮に5月に破産管財人さんが選任されたというふうになれば、5月以降、市が取得するまでの間の地代は、破産管財人さんが負担するというのが基本的な考え方ではないかというふうに理解してございます。

以上です。

(菅原議長) 小野優議員。

(小野優議員) わかりました。この後、取得できた場合の話をちょっと幾つか確認させていただきたいんですけども、取得した際に、建物がいわゆる行政財産なのか普通財産なのかというところを、改めてちょっとお聞きしますし、その場合の管理を担当する担当課ってというのは、どのようになるのかというのをお聞きします。

それから、普通財産になってしまうと、作らなくてもいいのかもしれませんが、いわゆる公共施設としての個別管理計画を、今は市としてもちゃんと作っているわけですが、それを取得した場合は、早急に作られる必要があるのではないかと思うんですけども、先ほどの修繕に対しての考え方も示されておりますので、その個別管理計画を策定するということになるのかどうかをお聞きしたいですし、それから、先ほど佐議員との議論の中で、市長が図書館を移すという発言をなされましたけども、その話は初耳かと思うんですが、それも今後、何かしら具体的に検討されるってということなのか、お聞きいたします。

(菅原議長) 門脇商業観光課長。

(門脇商業観光課長) 私から4点のご質問のうち、前半3点をお答えいたします。

取得後の公有財産の位置付けということで、行政財産か普通財産かということですが、まだ、市として正式に決定はしてございませんが、私としては、普通財産の扱いになるかというふうに考えてございます。なぜかといいますと、これまで市長等々が説明してきましたように、最終的には民間さんに入っていただくとか、お願いするというような内容の施設になりますので、普通財産で運営していった方が何かと便利といいますか、動きやすいのではないかと考えてございます。これは今後、取得の際に改めて関係課等と詰めたいというふうに考えます。

それから、2点目の取得した際の担当課はどこなのかということですが、当面、我々の方で、取得直後は、商業観光課での管理運営ということをご想定してございます。ただ、その取得後の再活用なり目的が、商業観光課の守備範囲だけではないということになれば、また、改めて、協議の上ということになるかと思います。

それから、3点目の個別管理計画につきましては、全くそのとおりです。取得した際には、速やかな策定というのが必要になるかと思えます。

以上でございます。

(菅原議長) 倉成市長。

(倉成市長) 先ほどの図書館の話ですけども、及川佐議員から、どういう検討をしたのかという話の中で、我々、全国のいろんなショッピングモールをこう変え、改善した、買い取って

いろんな活用している例を見ている。その中で、都城市の図書館としての利用の仕方を、是非ともYouTubeで見たいんですが、各年代の人たちが集まる場所に変わります。

それっていうのは、オガールでもそうですけど、それから、陸前高田も図書館をベースに町を作ったっていうのがあります。人を吸収するっていう、人を呼び起こす機能として、非常に高いというふうに評価されているんですね。ですから、決めた話ではなくて、いろいろこれからドラフトを作る上で、図書館活用っていうのは、一つ全国的に結果を出している活用でありますよっていうことを、ちょっと先ほど言いたかったんですね。

ですから、何事もそうですけど、お上がすべて決めて、これをやるんだよっていう形式をとるつもりは全くなくて、市がまずドラフトを提案して、そこから、皆さんもそうですけど、市民の方々の意見を吸収して、それで最終的なドラフト案に仕上げていくっていう、そういう工程を取ろうと思っていますので、その一環の案なのですね。その考え方を踏襲するための、一つのなんでしょう、例だというふうに考えていただければいいです。

(菅原議長) 小野優議員。

(小野優議員) 管理に関してはわかりましたが、ちょっと普通財産なら普通財産でいいんですけども、これぐらいの大きさの建物を管理するとして、この市役所庁舎もおそらくそうだと思うんですが、防火管理者というんですかね、そういった安全上の管理とか、結構気をつけなきゃいけないサイズの建物だと思うんですが、その点、普通財産となると財産運用課だと思うんですけども、その辺、今の段階からしっかり詰めておかないと、消防とのやりとりも必ず、要は中敷きを敷くにしても、かなり慎重にやらなきゃいけないので、その辺は、具体的にやっぱり準備しておかないと、取得できてからさあ考えますって言われても、幾ら奥州市と消防署の関係としても、消防署も指摘せざるを得ない状況になると思うので、そういったところは、現時点でしっかりと進めていって欲しいなというのは、これはちょっと指摘だけしておきます。

そのあと、活用策の部分に関してですが、今、市長からドラフトっていう表現で、いわゆる市民からもってという話ですが、そうすると、そういったアイデアに、活用策に関しての何かしらのこの市民コンセンサスを経た上で、取得の議案が、補正が出されるのか、その活用策の、何なんだろうかね、もう少し具体的に示されるタイミングっていうのが、どのように今考えているのかなっていうところをちょっとお聞きしたいんですけども。

(菅原議長) 門協商業観光課長。

(門協商業観光課長) 最初にご指摘いただきました管理の話につきましては、確かに、ここの庁舎ですと、ボイラーが規模の大きいボイラーですので、ボイラー技師がいなければならないとか、いろいろあります。メイプルにつきましては、運営会社の職員は、そういった資格を持っている者は一切おりませんで、ビルの運営会社に施設の管理を管理会社に委託しているという状況でございます、それは、市が取得しても継続していきたいなというふうに考えてございます。

いずれ、詳細は当然詰めなければならないというご指摘は、そのとおりでございます。ありがとうございます。

(菅原議長) 倉成市長。

(倉成市長) 2点目のところは、これ、やっぱり物事を進めるときのやり方としていろんなやり方があるのは知っていますけれども、こういう件に関しては、一旦方針を決めてから、具体的にいろんなアイデアを募ったり、実はこういうやり方もあるんだよみたいなことをどんどん吸収してくっていう方が、民間に対しても動きやすいですし、あとやっぱり、市民に対しても、もうやるんだっていうことで、皆さんに、何ですかね、考え方を示すのと、皆さんのアイデアをいただくっていう方が、私は効率的だと思いますし、効果的だと思います。逆に、そういうことをやんなきゃなんない時代だと思いますけどね。

ですから、個人的には、やはり皆さんにこうこうこういう予定で動きますよっていうことを理解していただいた上で、今の我々の方針として取得する方法ですから、それを議決していた

だいて、そこから一気にこう進めていきたいというのは、私の個人的な考え方です。

(菅原議長) 小野優議員。

(小野優議員) 市長のお考えはわかりました。最後に確認させていただきたいんですけども、今、地下には行政サービス機関があって、それがある程度維持していきますよって、上にはこれから民間も入れながら、10年後に民間譲渡の意向は変わらないというご説明ありましたけれども、その10年後に民間に譲渡した際に、譲渡条件として、行政サービス機関を残すことを条件として付けるというところで考えていらっしゃるのか。そうすると、新たにまた、市からの賃借契約が発生するのかなと思うんですけども、その点、どのようにお考えなのかお聞きして終わります。

(菅原議長) 倉成市長。

(倉成市長) やっぱりね、10年後はね、予想できないんですよ。ですから、当然それを目標にして動きますけれども、その時に、市の公的な施設の存在意義であるとか、いろんなものが変わってきますから、その時点で私は判断すべきだと思います。

(菅原議長) 他にございますか。

< 「なし」との声あり >

それでは、ないようですので、メイプルの対応については、以上といたします。

これで、3の協議についても閉じさせていただきます。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。

#### 4 その他 (以下略)

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和5年4月17日（月）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① エネルギー・食料品価格高騰に対する取組と低所得者層への支援について
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について
- ③ メイブルの対応について

4 そ の 他

5 閉 会

# エネルギー・食料品価格高騰に対する取組と低所得者層への支援について

## I 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化について (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

全員協議会議説明資料 令和5年4月17日 政策企画部政策企画課

### 1 制度概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が増額されるとともに、低所得世帯への支援のための「低所得者支援枠」が措置されました。

### 2 奥州市交付限度額

(1) 低所得世帯支援枠 262,922千円 (国予算：5,000億円)

※住民税非課税世帯1世帯3万円を基礎として算定

(2) 推奨事業メニュー 405,727千円 (国予算：7,000億円)

### 3 対象事業

(1) 低所得世帯支援枠：物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。

(2) 推奨事業メニュー：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューが提示されています。

### 4 事業化のスケジュール

(1) 低所得世帯支援枠及び推奨事業メニュー分は、予算案を6月議会へ上程し、事業化する予定です。

(2) 推奨事業メニューに係る支援事業は、5月10日を報告期限として各部へ照会中です。

5月中に実施する支援事業の選定を行います。

I. 低所得世帯支援枠 (5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー (7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援  
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援  
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援  
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援  
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援  
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援  
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援  
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援  
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

# Ⅱ 令和5年度奥州市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事業について

全員協議会説明資料 令和5年4月17日 健康こども部こども家庭課

## 1 制度概要

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

## 2 支給対象者

- (1) 低所得のひとり親世帯（令和5年3月の児童扶養手当受給者は申請不要）
- (2) (1)以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（※）  
※令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯は申請不要
- (3) (1)(2)に準ずる、直近（基準日以降）で収入が減収した世帯（要申請）

## 3 支給額

対象児童一人当たり一律5万円

## 4 費用

|     |           |                                   |
|-----|-----------|-----------------------------------|
| 事業費 | 112,000千円 | （R4実績：98,550千円 + R5新規対象：13,450千円） |
| 事務費 | 3,500千円   | （通信運搬費、システム委託料等）                  |
| 計   | 115,500千円 | ※全額国庫負担（10/10）につき、歳入も同額を計上        |

## 5 支給時期（スケジュール）

- 5月中旬 申請不要の対象世帯へ通知（※）
- 5月末頃 上記対象者へ支給
- 6月中旬～ 家計急変者等への支給開始

※世帯異動があった場合は、住所等確認後に支給

## 6 その他

昨年度との相違点

|                               | 令和4年度                | 令和5年度       |
|-------------------------------|----------------------|-------------|
| <b>支給対象者</b>                  |                      |             |
| ①児童扶養手当受給者                    | 令和4年4月分受給者           | 令和5年3月分受給者  |
| ②その他世帯                        | 令和4年度非課税世帯           | 令和4年度給付金受給者 |
| <b>1回目支給日の目途<br/>（国からの提示）</b> | ①6月中<br>②課税情報確定後速やかに | ①②共に5月末までに  |

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 支給対象者</p>  | <p>① <b>児童扶養手当受給者等</b>（低所得のひとり親世帯）<br/>                 ② <b>①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯</b>（*）（その他低所得の子育て世帯）<br/>                 ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ<br/>                 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p>*令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者</li> <li>・対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）</li> <li>・直近で収入が減収した世帯</li> </ul> |
| <p>(2) 給付額</p>    | <p>児童一人当たり一律 <b>5万円</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(3) 実施主体</p>   | <p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村<br/>                 ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(4) 費用</p>     | <p>全額国庫負担（10/10）<br/>                 ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(5) 予算額</p>    | <p>1, 551億円（事業費1, 485億円、事務費66億円）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>(6) スケジュール</p> | <p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の<b>児童扶養手当受給者</b>について、可能な限り速やかに支給（<b>申請不要</b>）<br/>                 ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「<b>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）</b>」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（<b>申請不要</b>）</p> <p>※①②いずれも、<b>直近で収入が減収した世帯等</b>については、可能な限り速やかに支給（<b>要申請</b>）</p>                                                                                                                                                                                                 |

令和5年4月17日 全員協議会資料 新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 報告

### (1) 対策本部会議等の開催状況（令和5年1月16日開催全員協議会以降）

令和5年2月10日（金） 第46回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和5年3月10日（金） 臨時奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### (2) 県内の陽性患者等の状況（令和5年4月11日現在）

| 累計患者数    | 病床使用数 | 重症者 | 宿泊療養者数 | 死亡者数<br>(累計) |
|----------|-------|-----|--------|--------------|
| 235,459人 | 28床   | 2人  | 2人     | 617人         |

### (3) 県内保健所管内の直近1週間当たり新規感染者数（令和5年4月11日現在）

| 保健所等名         | R05.03.08<br>～<br>R05.03.14 | R05.03.15<br>～<br>R05.03.21 | R05.03.22<br>～<br>R05.03.28 | R05.03.29<br>～<br>R05.04.04 | R05.04.05<br>～<br>R05.04.11 | 累計             |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------|
| 県 央           | 69人                         | 48人                         | 15人                         | 29人                         | 88人                         | 27,650人        |
| 中 部           | 52人                         | 28人                         | 30人                         | 40人                         | 26人                         | 42,440人        |
| <b>奥 州</b>    | <b>47人</b>                  | <b>29人</b>                  | <b>25人</b>                  | <b>23人</b>                  | <b>30人</b>                  | <b>24,042人</b> |
| 一 関           | 32人                         | 32人                         | 28人                         | 85人                         | 119人                        | 18,592人        |
| 大 船 渡         | 42人                         | 43人                         | 29人                         | 32人                         | 50人                         | 7,237人         |
| 釜 石           | 15人                         | 27人                         | 28人                         | 16人                         | 8人                          | 6,456人         |
| 宮 古           | 36人                         | 31人                         | 20人                         | 29人                         | 18人                         | 9,110人         |
| 久 慈           | 11人                         | 4人                          | 7人                          | 5人                          | 19人                         | 8,839人         |
| 二 戸           | 30人                         | 31人                         | 9人                          | 9人                          | 24人                         | 7,528人         |
| 盛 岡 市         | 94人                         | 75人                         | 65人                         | 55人                         | 98人                         | 60,753人        |
| 陽性者登録<br>センター | 78人                         | 64人                         | 53人                         | 54人                         | 84人                         | 22,812人        |
| 計             | 506人                        | 412人                        | 309人                        | 377人                        | 564人                        | 235,459人       |

※陽性者登録センターは、抗原検査キットなどで自己検査を行い陽性になった方が登録した人数

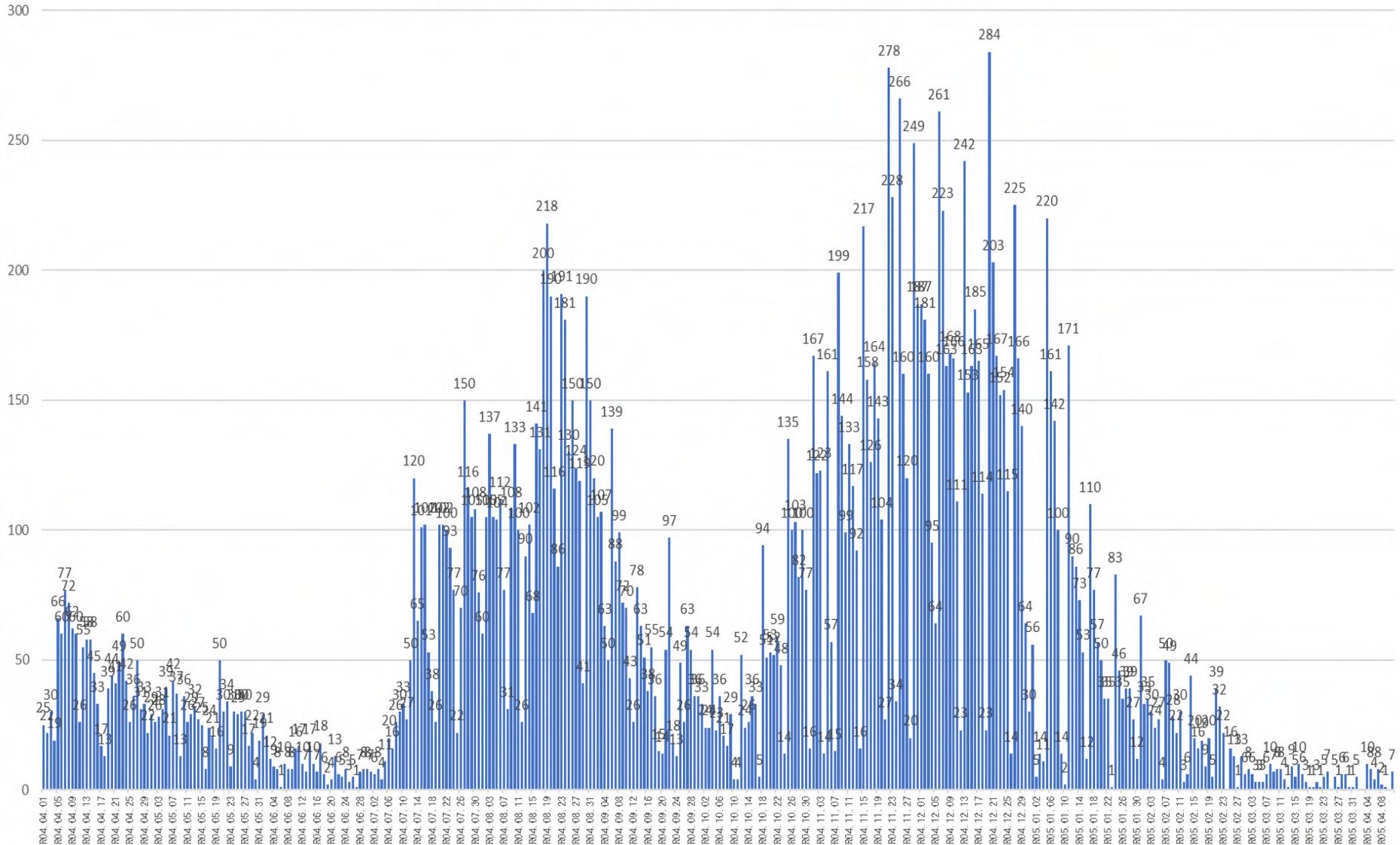
<人口10万人当たり直近1週間の新規感染者数>      <病床使用率>

|           |               |                |
|-----------|---------------|----------------|
| 岩手県 46.0人 | 奥州保健所管内 23.7人 | 岩手県内病床使用率 6.1% |
|-----------|---------------|----------------|

# 新型コロナウイルス感染症の対応状況について

<令和5年4月11日現在>

奥州保健所管内（奥州市・金ヶ崎町）新規感染者数(人)



## 2 対策本部会議等の開催内容

### (1) 第46回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（2月10日開催）

#### ア 報告

- ① 新規陽性者の状況等について
- ② イベント、会議等の開催状況について
- ③ ワクチン接種について

#### イ 情報共有

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について
- ② 新型コロナウイルスの感染症法上の分類の移行について
- ③ 奥州市職員の新型コロナウイルス感染陽性者について
- ④ 生活支援部会 生活福祉資金の状況等について
- ⑤ 経営支援部会 新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について

#### ウ その他

次回の対策本部会議は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて開催します。

### (2) 臨時奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（3月10日開催）

#### ア 報告

- ① 新規陽性者の状況等について
- ② イベント、会議等の開催状況について
- ③ ワクチン接種について

#### イ 情報共有

職員のサービスにおける新型コロナウイルス感染防止行動について

#### ウ 協議

マスク着用の見直し等に関する市長メッセージ

#### エ その他

次回の対策本部会議は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて開催します。

(資料1) イベント、会議等の開催状況について

(資料2) ワクチン接種について

(資料3) 岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議について

(資料4) 職員のサービスにおける新型コロナウイルス感染防止行動について

(資料5) 奥州市職員の新型コロナウイルス感染症陽性者について

(資料6) 生活支援部会 生活福祉資金の状況等について

(資料7) 経営支援部会 新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について

## 市が主催又は共催若しくは実行委員会形式で実施する行事等の開催状況

- 通常開催
- △ 条件付開催
- × 開催見送り

| 開催 | 開催日                       | イベント等名称          | 会場                                | 担当部等     | 内容                                                                                                     | 備考                    |
|----|---------------------------|------------------|-----------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| △  | R05.04.08 土 ~ R05.04.29 土 | 水沢公園桜まつり         | 水沢公園                              | 商工観光部    | ぼんぼり設置、夜間ライトアップ、露店出店                                                                                   | 花見食堂開設見合せ             |
| △  | R05.04.29 土               | 日高火防祭            | 水沢駅通りほか                           | 商工観光部    | はやし屋台運行、厄年連の演舞、纏振り、神輿渡御 ほか                                                                             | 前夜祭開催見合せ、運行経路、距離変更    |
| ○  | R05.04.07 金 ~ R05.05.07 日 | 江刺桜まつり           | 旧岩谷堂共立病院（明治記念館）、館山史跡公園、源義経供養塔     | 江刺地域支援G  | ボンボン設置、ライトアップ                                                                                          |                       |
| ○  | R05.05.03 水 ~ R05.05.04 木 | 第50回江刺甚句まつり      | 大通り公園（江刺）ほか                       | 江刺地域支援G  | 年祝連の演舞、年代連の演舞、江刺鹿踊「礼庭」披露ほか                                                                             |                       |
| ○  | R05.04.16 日               | 奥州前沢春まつり         | 前沢ふれあいセンター駐車場および周辺市道（前沢中央線・役場通り線） | 前沢地域支援G  | 厄年連やその他団体による演舞などの披露（21団体予定）、出店                                                                         | 雨天決行                  |
| ○  | R05.06.04 日               | 第39回前沢牛まつり       | 前沢いきいきスポーツランド                     | 前沢地域支援G  | 前沢牛の販売、会場内での賞味、ステージイベント（歌謡ショー、お楽しみ抽選会等）、出店など                                                           | 雨天決行                  |
| ○  | R05.08.16 水               | 前沢夏祭り            | 前沢いきいきスポーツランド                     | 前沢地域支援G  | 花火の打ち上げ、厄年等による演舞披露、出店など                                                                                |                       |
| ○  | R05.04中旬 ~ R05.05上旬       | いさわ水の郷さくらまつり     | 国道397号線の桜並木及び徳水園特設会場              | 胆沢地域支援G  | さくらまつり事業（常設屋台、さくらまつりイベント）、桜の回廊ライトアップ事業、いさわ水の郷さくらまつりフォトコンテスト                                            | 桜の開花に合わせた2週間程度        |
| ○  | R05.05.21 日               | 第7回いわて奥州きらめきマラソン | 江刺総合支所                            | 協働まちづくり部 | フルマラソン、10km、2kmで参加者数4,400人見込み、その他関係者1,650人見込                                                           | 主催:いわて奥州きらめきマラソン実行委員会 |
| ○  | R05.05.23 火 ~ R06.02.11 日 | 奥州市民体育祭（9種目）     | 市内各地                              | 協働まちづくり部 | 5/23 ゲートボール、6/11 ソフトバレーボール、6/14 グラウンド・ゴルフ、6/26 ラージボール卓球、7/2 ソフトテニス、9/10 卓球、10/1 バドミントン、12/3 柔道、2/11 綱引 | 主管:各種目別競技団体           |

## 1 接種率（4月10日現在）

### オミクロン株ワクチン接種率

| 年齢区分             | 人口              | 接種回数          |                 |
|------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 65歳以上            | 40,115人         | 34,328        | (85.57%)        |
| 60歳以上64歳以下       | 8,011人          | 6,322         | (78.92%)        |
| 12歳以上59歳以下       | 55,091人         | 25,235        | (45.81%)        |
| <b>全体（12歳以上）</b> | <b>103,217人</b> | <b>65,885</b> | <b>(63.83%)</b> |

### 小児接種率

| 年齢区分      | 人口     | 1回目接種回数 |          | 2回目接種回数 |          | 3回目接種回数 |          | 合計    |   |
|-----------|--------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|-------|---|
| 5歳以上11歳以下 | 5,998人 | 2,628   | (43.81%) | 2,446   | (40.78%) | 1,136   | (18.94%) | 6,210 | - |

### 乳児接種率

| 年齢区分        | 人口     | 1回目接種回数 |         | 2回目接種回数 |         | 3回目接種回数 |         | 合計  |   |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---|
| 0歳6ヶ月以上4歳以下 | 3,323人 | 210     | (6.32%) | 174     | (5.24%) | 91      | (2.74%) | 475 | - |

## 2 令和5年5月以降のワクチン接種について

2月22日の厚労省ワクチン接種分科会において、令和5年度の追加接種スケジュールの方向性が示されました。市では国の方針を受け、5月より追加接種を開始できるよう準備を進めます。

### ○春開始接種（5月～8月）

- ・対象：65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者、医療関係、高齢者・障害者施設等の従事者。約5万人
- ・ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とします。
- ・接種券の発送

65歳以上については接種日時・接種場所を割当てして接種券を送付。

※接種枠の状況により2か月に分けて接種券の送付を行う場合があります。

5歳～64歳で基礎疾患がある方については、コールセンターで発券依頼を受けた後に接種券を送付します。

※高齢者施設、医療機関従事者の自施設等での接種者はリスト提出者へ接種券を送付。

- ・接種方法

個別接種での接種を基本とし、不足が見込まれる場合は集団接種で補完する。

- ・スケジュール

4月 65歳以上の高齢者及びリスト提出者への接種券送付

予約受付開始

基礎疾患等のコールセンター受付者へは順次接種券を送付

5月 春開始接種開始

○秋開始接種（9月～12月）

・対象：追加接種可能な全ての年齢の者。約10万人

### 3 小児・乳幼児ワクチン接種の進め方について

小児の接種についても大人の接種と同様に追加接種を行うこと及び乳幼児の接種について、接種できる期間が短かったことから、当面現在の接種を継続するとの方向性が示されました。

○小児（5歳から11歳）

- ・令和4年秋接種の接種期間が3月31日までから8月末までに延長
- ・重症化リスクの高い方等について、春開始接種（5月～8月に1回接種）
- ・追加接種可能な5歳から11歳について、秋開始接種（9月～12月に1回接種）
- ・追加接種については小児用オミクロン2価ワクチンを使用（奥州市は4月から2価ワクチンに変更）

○乳幼児（生後6か月から4歳）

- ・従来型ワクチンの初回接種（1～3回）を継続

## 第68回本部員会議 3月24日（金）

### 5類移行に係る県の対応について

|           | 事 項                                                                                                                                        | 連絡先や内容                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月8日以降も継続 | ○いわて健康フォロー アップセンター<br>・有症状者の相談<br>・受診先の紹介・受診先の紹介                                                                                           | いわて健康フォローアップセンター<br>24時間受付<br>電話0570-089-005 F A X 050-3730                                         |
|           | ○コロナ治療薬（ラゲプリオ・パキロビッド、ゾコーバなど）の公費負担                                                                                                          | 詳細は医療機関、薬局等で確認してください。                                                                               |
|           | ○入院医療費の公負担（一部自己が発生）                                                                                                                        |                                                                                                     |
|           | ○高齢者等宿泊療養施設（一部自己負担あり）                                                                                                                      |                                                                                                     |
|           | ○高齢者施設等の従業員に対する集中検査                                                                                                                        | 感染状況に応じて、重症化リスクの高い高齢者など施設従事する従業員を対象とした検査実施します。                                                      |
|           | ○ワクチン接種に係る公費負担（～令和6年3月末）<br>・5月8日からの春開始接種<br>65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等<br>・9月からの秋開始接種<br>1・2回目接種を終了した5歳以上のすべての方<br>・乳幼児接種及び1・2回目未接種の方への接種 | 岩手県新型コロナウイルスワクチン専門相談コールセンター<br>・4月30日まで24時間受付<br>・5月1日から8時～20時<br>電話0120-89-5670 F A X 0570-20-0863 |
|           | ○医療提供体制<br>現在の診療・検査医療機関（435箇所）や重点医療機関（コロナ病床確保病院）を中心に診療・検査や入院対応を実施するよう調整中                                                                   |                                                                                                     |
| 5月7日で終了   | ○いわて陽性者登録センター                                                                                                                              | 5月8日以降は、陽性者の登録や自宅療養の要請がなくなります。<br>自宅療養の要請がなくなることから、食料支援や隔離用宿泊療養の運用が終了となります。                         |
|           | ○自宅療養者の食料支援・パルスオキシメータの貸与                                                                                                                   |                                                                                                     |
|           | ○高齢者等の自宅療養健康観察                                                                                                                             |                                                                                                     |
|           | ○隔離用宿泊療養施設                                                                                                                                 |                                                                                                     |
| 3月31日で終了  | ○検査、診療の公費負担                                                                                                                                |                                                                                                     |
|           | ○感染の不安がある無症状者へ料検査（PCR等無料検査事業）<br>○有症状者に対する検査キットの配布（いわて検査キット送付センター）                                                                         | 県内の感染者数の減少及び検査キットが薬局等で購入しやすくなったことから、無料検査や検査キットの送付支援を終了します。<br>自宅などにおいて抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の準備をお願いします。    |

## 【5月8日以降も継続】 岩手県における新型コロナウイルス・ワクチン接種の相談窓口

|                                                                   |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| センターの概要                                                           | いわて健康フォローアップセンター                                                                                                                                                    | 新型コロナワクチン専門相談コールセンター                                                                                                                                                |
|                                                                   | 電話 0570-089-005                                                                                                                                                     | 電話 0120-89-5670                                                                                                                                                     |
|                                                                   | 聴覚や言語に障がいのある方用のファクシミリ番号<br>(お返事にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。)                                                                                                   |                                                                                                                                                                     |
|                                                                   | F A X 050-3730-7658                                                                                                                                                 | F A X 0570-20-0863                                                                                                                                                  |
|                                                                   | 受付時間                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                     |
|                                                                   | 24時間受付                                                                                                                                                              | 4月30日まで 24時間受付<br>5月1日から 8時～20時                                                                                                                                     |
|                                                                   | ○相談内容<br>・発熱等の症状がある場合の健康相談<br>・発熱等の症状がある場合の受診先相談                                                                                                                    | ○相談内容<br>・ワクチンの効果についての相談<br>・ワクチンの身体の影響についての相談                                                                                                                      |
|                                                                   | ○ホームページURL<br><a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/1050145.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/1050145.html</a> | ○ホームページURL<br><a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/1037252.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/1037252.html</a> |
| コールセンターでは、電話での医師の診察や薬の処方（医療行為）は行っていません。診察を希望される場合は、医療機関を受診してください。 |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                     |

奥 総第1443号  
令和5年3月10日

各部長等  
各課等の長  
各行政委員会等の事務局等の長 宛

副市長 小野寺 隆夫

## 職員の服務における新型コロナウイルス感染防止行動について（通知）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）」（令和5年2月10日付け事務連絡）が発出されました。

その内容は、現在のマスク着用の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするものです。

このことを踏まえ、令和5年3月13日以降の奥州市職員のマスクの着用等については、次のとおりとしますので、貴下職員に周知願います。

## 記

- 1 一律にルールとしてマスク着用は求めないこととし、職員個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は職員個人の判断に委ねることを基本とします。  
なお、感染対策上又は事業上の理由等により、職員に対してマスクの着用を求めることは許容されますので、必要に応じ、各部署等で判断願います。
- 2 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、職員個人の主体的な判断を尊重することとします。
- 3 感染対策として設置しているアクリル板、手指消毒液等については、設置を継続することとします。
- 4 来庁者等の対応に当たる職員については、当面、マスクの着用をお願いします。
- 5 新型コロナウイルス感染症が拡大している場合や、着用が効果的な場面においては、一時的にマスクの着用を呼び掛ける場合があります。

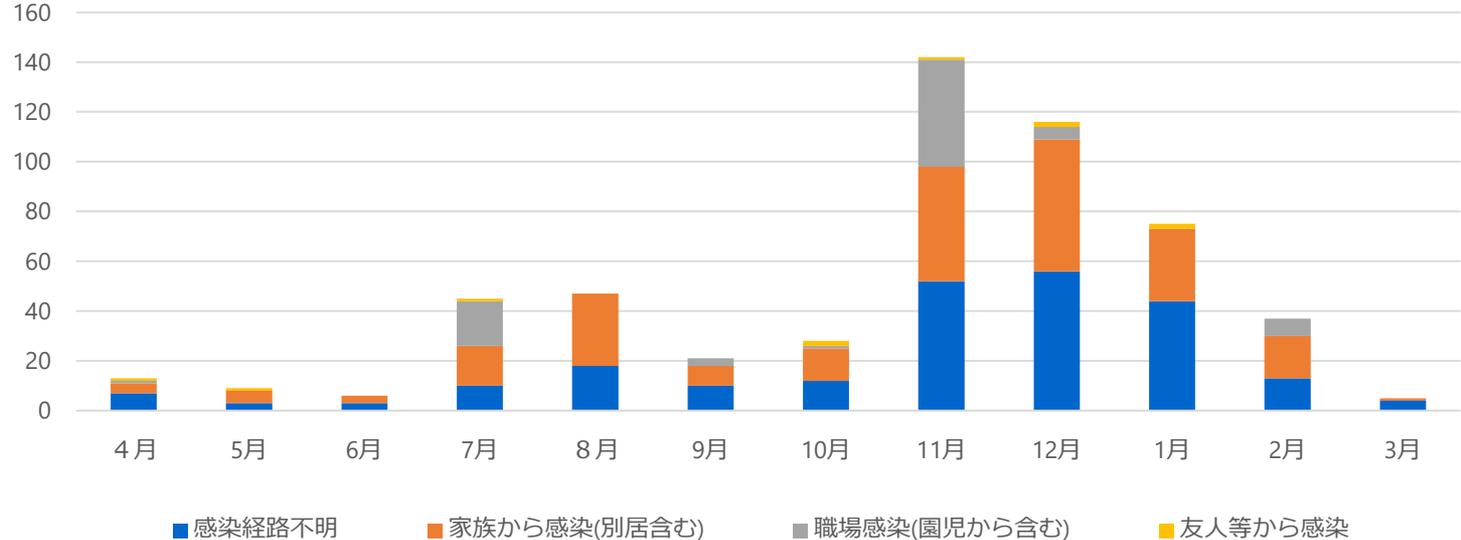
なお、マスク着用の考え方の見直し後であっても基本的な感染対策は重要であり、新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

## 令和4年度 陽性者数の推移

【単位：人】

|                  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |
|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 感染経路不明           | 7  | 3  | 3  | 10 | 18 | 10 | 12  | 52  | 56  | 44 | 13 | 4  | 232 |
| 家族から感染<br>(別居含む) | 4  | 5  | 3  | 16 | 29 | 8  | 13  | 46  | 53  | 29 | 17 | 1  | 224 |
| 職場感染<br>(園児から含む) | 1  |    |    | 18 |    | 3  | 1   | 43  | 5   |    | 7  |    | 78  |
| 友人等から感染          | 1  | 1  |    | 1  |    |    | 2   | 1   | 2   | 2  |    |    | 10  |
| 合計               | 13 | 9  | 6  | 45 | 47 | 21 | 28  | 142 | 116 | 75 | 37 | 5  | 544 |

令和5年3月末日現在



令和5年4月17日  
市議会全員協議会資料（生活支援部会）  
3月31日現在

## 1 住居確保給付金

住宅確保給付金 R2～3 負担行為済額 **5,151,700 円 + R4 955,000 円 = 6,106,700 円**

|        | 計   | R元 | R2    | R3    | 令和4年度 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|--------|-----|----|-------|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|        |     | 3月 | 4月-3月 | 4月-3月 | 4月    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 相談     | 183 | -  | 78    | 74    | 6     | 4  | 1  | 2  | 1  | 2  | 3   | 3   | 1   | 2  | 4  | 2  |
| 支給     | 48  | -  | 30    | 12    | 0     | 0  | 1  | 0  | 1  | 1  | 0   | 0   | 1   | 1  | 1  | 0  |
| 延長・再延長 | 21  |    | 14    | 5     | 0     | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 1   | 0  | 1  | 0  |

### ※ 暮らし安心応援室 新規相談件数

|    | 計     | R元    | R2    | R3    | 令和4年度 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|    |       | 4月-3月 | 4月-3月 | 4月-3月 | 4月    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 相談 | 1,596 | 281   | 524   | 458   | 28    | 29 | 38 | 22 | 29 | 36 | 29  | 24  | 20  | 22 | 25 | 31 |
|    | 月平均→  | 23.4  | 43.7  | 38.2  |       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

## 2 生活保護世帯の状況

|     | 世帯数 | 人員    | 相談件数  | 申請件数                 |                   | (Aを含む)               |                      |
|-----|-----|-------|-------|----------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
|     |     |       |       | うちコロナの影響と<br>考えられるもの | うち申請に<br>至ったもの(A) | うちコロナの影響と<br>考えられるもの | うちコロナの影響と<br>考えられるもの |
| 2年度 | 838 | 1,064 | 605   | 51                   | 12                | 130                  | 12                   |
| 3年度 | 842 | 1,067 | 672   | 22                   | 7                 | 133                  | 7                    |
| 4月  | 848 | 1,056 | 58    | 0                    | 0                 | 19                   | 0                    |
| 5月  | 852 | 1,064 | 53    | 0                    | 0                 | 9                    | 0                    |
| 6月  | 843 | 1,048 | 52    | 0                    | 0                 | 11                   | 0                    |
| 7月  | 838 | 1,046 | 54    | 0                    | 0                 | 18                   | 0                    |
| 8月  | 834 | 1,043 | 77    | 0                    | 0                 | 18                   | 0                    |
| 9月  | 837 | 1,047 | 82    | 0                    | 0                 | 23                   | 0                    |
| 10月 | 842 | 1,053 | 38    | 1                    | 0                 | 5                    | 0                    |
| 11月 | 834 | 1,040 | 56    | 1                    | 1                 | 10                   | 1                    |
| 12月 | 830 | 1,034 | 60    | 2                    | 0                 | 8                    | 0                    |
| 1月  | 823 | 1,022 | 75    | 1                    | 1                 | 12                   | 1                    |
| 2月  | 825 | 1,025 | 71    | 0                    | 0                 | 14                   | 0                    |
| 3月  | 831 | 1,038 | 101   | 0                    | 0                 | 22                   | 0                    |
| 合計  |     |       | 2,054 | 78                   | 21                | 432                  | 21                   |

※世帯数及び人員のR3以前の数値は、月平均です。

## 【令和4年度事業】新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（3月31日現在）

※コロナ禍における原油価格・物価高騰対策の支援策を含む  
 ※前回報告時（1月現在）に完了していた事業を除く

## 【商工観光部関係】

| 種別       | No. | 新規 | 事業名                   | 申請先 | 対象                | 内容                                                                            | 進捗状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 予算<br>(千円) |
|----------|-----|----|-----------------------|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 観光支<br>援 | 1   |    | 観光関連事業<br>者緊急支援事<br>業 |     | (一社)奥州市観光物産協<br>会 | ・宣伝広告事業<br>①観光プロモーション事業(正法寺内臨時観光案内所)<br>②JR東日本北東北キャンペーン誘客促進事業<br>③上記事業の宣伝広告活動 | 5月20日補助金交付契約締結<br>6月14日から事業開始<br>①えさし藤原の郷レストハウス内に臨時観光案内所設置(8/13・14・<br>20・21)<br>②正法寺&えさし藤原の郷・えさし郷土文化館 ジョイント・エンジョ<br>イキャンペーンの実施。<br>・実施期間 7/9~9/30<br>・正法寺拝観者に「えさし藤原の郷・えさし郷土文化館共通入場券」<br>、市内4箇所の観光施設で利用できる「お土産買い物券500円分」<br>を1,000セット配布。<br>・えさし藤原の郷、えさし郷土文化館共通入場券購入者に「正法寺拝<br>観券」、「お土産お買い物券500円分」1,200セット配布。<br>・お買物券換金枚数2,059枚(換金率93.6%換金額1,029,500円)<br>③チラシ配布、広告掲載(and trip、仙台圏へのPR) | 10,000     |
|          |     |    |                       |     |                   | ・日帰り入浴利用促進事業(奥州・金ヶ崎温泉スタンプラ<br>リー)                                             | ○奥州・金ヶ崎温泉スタンプラリーの支援<br>・実施期間 8/20~10/31<br>・利用施設数に応じた賞品を抽選でプレゼント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |
|          |     |    |                       |     |                   | ・旅行業代理事業者支援事業(旅行業代理事業者が企画販<br>売する旅行商品代金、宣伝費助成)                                | ○おうしゅう市民の旅応援キャンペーン<br>・実施期間(利用日) 9月~11月まで<br>・市民が対象事業者が取り扱う旅行をした際に旅行代金の一部(3,000<br>円)を助成。延べ900人利用                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |
|          |     |    |                       |     |                   | ・観光物産協会ホームページ特設サイト等作成事業                                                       | ・観光物産協会ホームページ特設サイト等作成事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
|          |     |    |                       |     |                   | ・バス事業者支援事業(正法寺、藤原の郷等を巡回する無料<br>バス運行)                                          | ○奥州観光バス運行<br>・正法寺、藤原の郷等を巡回する無料バスの運行<br>・7月~9月の毎週日曜日に運行<br>「水沢江刺駅~えさし藤原の郷」、「水沢江刺駅~正法寺」(1日2<br>ルート、延べ15日間)                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 種別   | No. | 新規 | 事業名           | 申請先 | 対象                        | 内容                                                                                                                                                                          | 進捗状況等                                                                                                                                                                                                           | 予算<br>(千円) |
|------|-----|----|---------------|-----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 観光支援 | 2   | ●  | 温泉機能検証・発信事業   |     | 市内温泉施設                    | 市内温泉施設が実施する、温泉入浴による腸内細菌活性化がもたらす疾病リスク減少のエビデンスを得ることで温泉入浴施設の誘客促進、市民の健康づくりに役立てる事業に補助するもの。                                                                                       | (株) ひめかゆと補助金交付契約を締結 (6,500千円)<br>・10月20日からモニター募集開始、11月12日から11月26日まで実験(データ収集)、モニター参加者86人(3回/週の温泉利用者45人、温泉非利用者41人)<br>・共同研究の結果、動脈硬化への影響、温浴効果等誘客促進に結びつく検証報告をいただいた。                                                 | 6,500      |
| 経営支援 | 3   | ●  | 伝統産業物価等高騰対策事業 |     | 水沢鋳物工業協同組合<br>岩谷堂箆筒生産協同組合 | 売上減少、資材価格等の高騰により経営環境が悪化している伝統工芸事業者支援として、産地組合が、所属する伝統工芸事業者に対して行う、原材料・資材価格等の経費上昇分の補填等に要する経費を補助<br>10,000千円×2組合                                                                | 岩谷堂箆筒生産協同組合前金払支払済み(10/27付) 10,000千円<br>水沢鋳物工業協同組合前金払支払済み(10/27付) 10,000千円<br>・岩谷堂箆筒生産協同組合<br>事業者を経費補填済(11,763千円) 2月24日完了<br>・水沢鋳物工業協同組合<br>事業者を経費補填済(11,836千円) 2月28日完了                                          | 20,000     |
| 経営支援 | 4   |    | 宿泊促進事業(第2回)   |     | 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部      | 未だ収束が見通すことのできないコロナの影響に加え、昨今の電力・ガス・食料品等の物価高騰による影響を大きく受けている市内の宿泊事業者の事業継続を下支えするとともに、大きく落ち込んでいる当市への観光客入込数の回復と地域経済の活性化に資することを目的に、市内の宿泊施設の宿泊者に対し、宿泊料金を2,000円/1泊/1人割引し、その割引分を補助する。 | 令和4年10月7日補助金交付契約締結<br>変更契約: 令和5年2月21日(第1回)、令和5年3月28日(第2回)<br>令和4年10月15日からの宿泊者を補助対象として開始<br>・利用者数 52,055人<br>内訳 6,474人(10月実績)<br>10,463人(11月実績)<br>9,710人(12月実績)<br>9,164人(1月実績)<br>8,427人(2月実績)<br>7,817人(3月実績) | 105,450    |

| 種別   | No. | 新規 | 事業名               | 申請先 | 対象            | 内容                                                                                                                                                                                 | 進捗状況等                                                                                                                                                                                                                                         | 予算<br>(千円) |
|------|-----|----|-------------------|-----|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 経営支援 | 5   |    | タクシー利用促進支援事業(第2回) |     | 胆江地区タクシー業協同組合 | 未だ収束が見通すことのできないコロナの影響に加え、昨今の燃油価格等の高騰による影響を大きく受けている市内のタクシー事業者の事業継続を下支えするとともに、大きく落ち込んでいる当市への観光客入込数の回復と地域経済の活性化に資することを目的に、タクシー利用者にタクシーチケット(5,000円分)10,000冊を3割引の3,500円で販売し、その割引分を補助する。 | 令和4年10月18日補助金交付契約締結<br>令和4年11月1日からタクシーチケット割引販売開始<br>・販売冊数：10,000冊<br>内訳：5,758冊(11月実績)<br>2,633冊(12月実績)<br>847冊(1月実績)<br>709冊(2月実績)<br>53冊(3月実績)                                                                                               | 17,000     |
| 経営支援 | 6   |    | 観光バス利用促進事業(第2回)   |     | 市内バス事業者       | 未だ収束が見通すことのできないコロナの影響に加え、昨今の燃油価格等の高騰による影響を大きく受けている市内の貸切バス事業者の事業継続を下支えするとともに、大きく落ち込んでいる当市への観光客入込数の回復と地域経済の活性化に資することを目的に、市内発着の貸切バス利用者に対し、貸切バス利用料金の2分の1以内の額(20,000円上限)を補助する。          | 令和4年10月7日及び10月29日補助金交付契約締結<br>上記補助金交付契約日以降の運行を補助対象として開始<br>・執行額：7,635,876円、利用台数延378台<br>内訳：2,043,666円、利用台数延103台(10月実績)<br>2,680,300円、利用台数延126台(11月実績)<br>1,359,000円、利用台数延77台(12月実績)<br>1,552,910円、利用台数延72台(1月実績)<br>1,387,600円、利用台数延71台(2月実績) | 10,400     |
| 経営支援 | 7   | ●  | 運転代行事業者運行支援緊急対策事業 |     | 市内運転代行事業者     | コロナ禍における原油価格・物価高騰により、経営に大きな影響を受けている市内運転代行事業者の事業継続を下支えしするとともに、地域の旅客輸送の維持を図ることを目的に、市内の運転代行事業者に対し支援金を給付する。                                                                            | 地域企業臨時支援給付金 46千円×46台=2,116千円<br>10月28日付で対象事業者に対し通知<br>11月1日から申請受付開始、1月4日申請受付終了<br>・執行額：1,334,000円、業者数13者、車輛数29台<br>内訳：644,000円、業者数7者、車輛数14台(11月実績)<br>322,000円、業者数3者、車輛数7台(12月実績)<br>368,000円、業者数3者、車輛数8台(1月実績)                               | 2,116      |
| 経営支援 | 8   | ●  | 温泉施設電気料等高騰緊急支援事業  |     | 市内温泉施設        | コロナ禍における燃料費の物価高騰により、経営に大きな影響を受けている市内温泉施設(奥州・金ヶ崎温泉組合)に加入しており市税等の滞納がない事業者)運営に必要な燃料費(電気、ガス、灯油、重油代)に対し支援金を給付する。支援対象経費の2分の1以内の額で1事業者当たり250万円を上限とする。                                     | 令和5年2月21日補助金交付契約締結<br>3施設に各250万円交付                                                                                                                                                                                                            | 7,500      |

## 【農林部関係】

| 種別 | No. | 新規 | 事業名           | 申請先 | 対象               | 内容                                                                                                                             | 進捗状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 予算<br>(千円) |
|----|-----|----|---------------|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 補助 | 1   |    | 奥州市産米販売推進補助事業 | 農政課 | JA岩手ふるさと<br>JA江刺 | 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、外食産業の停滞などにより、在庫の滞留、価格の低下、売り上げの減少などが顕著な市産米を一般家庭向けにインターネットでの販売サイトを通じて販売を行う際の配送費、印刷費等の事業に係る経費の2分の1以内を補助するもの。 | <p>■ J A 岩手ふるさと</p> <p>対象期間 R4.4.1～R5.2.28</p> <p>交 付 額 送料無料分 1,473件 1,027,845円</p> <p>+) 増量分 347件 499,875円</p> <p>小計(販売分) 1,820件 1,527,720円</p> <p>+) 事務費 201,300円</p> <p>総計 (交付額) 1,729,020円 … ①</p> <p>■ J A 江刺</p> <p>対象期間 R4.6.15～R5.2.28</p> <p>交 付 額 増量分 165件 103,125円</p> <p>+) 事務費 142,500円</p> <p>総計 (交付額) 245,625円 … ②</p> <p>■ 交付額合計 ①+②=1,974,645円</p> | 2,750      |
| 助成 | 2   | ●  | 農業用肥料高騰対策支援事業 | 農政課 | 農業者              | コロナ禍において農業用資材等が高騰しているため、販売を目的として令和4年に農作物を栽培し、かつ、令和5年以後も継続する意思を有する農業者に対し、肥料費の1割に相当する交付金を交付するもの。                                 | <p>■ 対象期間 R4.9.26～R5.1.31</p> <p>■ 経過</p> <p>9月 事業開始、記者発表・広報等による周知<br/>申請書発送 (以後、広報掲載・個別案内)</p> <p>11月16日 1回目支払 532件 41,256,000円</p> <p>12月21日 2回目支払 290件 13,957,000円</p> <p>2月22日 3回目支払 776件 31,206,000円</p> <p>3月8日 4回目支払 11件 175,000円</p> <p>■ 事業費 交付額 1,609件 86,594,000円</p> <p>+) 事務費 3,466,430円</p> <p>合計 90,060,430円</p>                                     | 90,441     |

| 種別 | No. | 新規 | 事業名                    | 申請先   | 対象    | 内容                                                                                   | 進捗状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 予算<br>(千円) |
|----|-----|----|------------------------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 助成 | 3   | ●  | 農業水利施設<br>維持管理支援<br>事業 | 農地林務課 | 土地改良区 | コロナ禍において土地改良区が管理する農業用水利施設<br>(揚水施設)に係る電気料金高騰分に対して支援し、農家<br>の農業生産の安定化を図るため補助金を交付するもの。 | 10月 市議会臨時議会 補正予算議決<br>1月 申請受付、補助金交付契約<br>2月～ 補助金交付【3/9事業完了】<br>・衣川土地改良区 690,000円 (2/9支払)<br>・江刺猿ヶ石土地改良区 1,273,000円 (2/16支払)<br>・北上川東部土地改良区 2,239,000円 (2/16支払)<br>・胆沢平野土地改良区 1,520,000円 (3/9支払)<br>計 5,722,000円<br>3月 追加補正により予算を減額 (△14,278千円)<br><br>※岩手県での農業水利施設電力価格高騰対策事業が12月8日に議<br>決されたことに伴い、県の補助金額を除く金額で交付。 | 5,722      |

## 1 不動産鑑定の結果及び今後の方針について

先に依頼していた不動産鑑定の結果が3月29日付けで報告され、市が取得を想定しているメイプル及びその敷地の評価額は、総額で約2億6千万円となりました。

市は、この不動産鑑定評価額及び引渡日以降の固定資産税相当額（別紙1参照）に基づきメイプル及びその敷地を取得する方針で、(株)水沢クロス開発（以下「クロス」という。）及び地権者等との協議を継続することとします。

## 2 関係者との協議等について

メイプル取得に関する市の考えについては、全ての地権者及びクロスの土地建物の抵当権者から理解をいただいているところですが、今回の評価額等に基づく取得予定価格による売却の可否について、あらためて意向確認します。

なお、意向決定に一定の手續を要する地権者がいるため、4月中のメイプル取得は困難な状況と見込まれます。

## 3 今後の議会对応等について

クロスを除く全ての地権者等の意向確認が完了したときは、速やかにその結果を市議会に説明するとともに、メイプルを取得しようとする場合は、取得費用のほか、施設の管理運営費等約5,650万円（10か月分相当）の補正予算を議案提出します。

なお、議決をいただいたときは、クロス以外の地権者との仮契約の締結とクロスが所有する土地建物の競売による取得（プランB1）に着手します。

## 4 今後の主な予定

- 4月中旬 ・市議会全員協議会での報告・説明  
（不動産鑑定結果の報告、今後の方針の説明等）
- 4月下旬 ・地権者等の意向確認完了
- 5月上旬 ・取得の是非及び手法の最終決定  
・市議会全員協議会での報告・説明
- 5月中旬 ・（取得する場合）補正予算等の議案提出

## 5 5月以降のメイプルの使用等について

市は、クロスが経営を継続する予定の4月中についてはメイプル東館及び西館の公的機関等が引き続き使用できるよう、光熱水費を補助した上で、令和5年度の賃貸借契約を締結（約285万円）しています。

今般、4月中にメイプルを取得することが困難な状況となることから、ひとまず当初予算（9,159千円）の範囲内で賃貸借契約を延長したい（約470万円/月）と考えます。

また、当初予算で契約できるのは2か月程度であるため、5月末までに取得が完了しない可能性がある場合は、賃貸借契約を再延長するための補正予算を議案提出します。

【別紙1】メイプル取得費用 積算資料（土地・建物の不動産鑑定評価額+水沢クロス開発以外の固定資産税相当額分）

（単位：千円）

| No. | 区分           | 不動産鑑定<br>評価額(A) | 固定資産税<br>相当額(B)<br>※6/1取得 | 取得費用<br>(A+B) |
|-----|--------------|-----------------|---------------------------|---------------|
| 1   | 建物（クロス所有分）   | 119,460         | —                         | 119,460       |
| 2   | 土地（クロス所有分）   | 18,891          | —                         | 18,891        |
| 3   | 土地（クロス以外所有分） | 121,699         | 1,037                     | 122,736       |
| 合計  |              | 260,050         | 1,037                     | 261,087       |

※ 土地（クロス以外所有分）の取得費用の一部は、借地権価格に基づき、地権者本人にではなくクロスに配分されます。

## 【別紙2】メイプルの管理運営等経費の見込み

### ① 破産前・取得前

| 経費    | クロス                                                                                 | 市       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 管理運営費 | ○                                                                                   |         |
| 光熱水費  | ○  | 650万円/月 |
| 東館使用料 |                                                                                     | 209万円/月 |
| 西館使用料 |                                                                                     | 76万円/月  |

クロスは、市からの使用料収入・光熱水費補助を充てても管理運営費を賄えず、財源不足の状態にあります。

### ② 破産後・取得前

| 経費    | 破産管財人   | 市       |
|-------|---------|---------|
| 管理運営費 | 130万円/月 | 185万円/月 |
| 光熱水費  | 340万円/月 |         |
| 東館使用料 |         | 209万円/月 |
| 西館使用料 |         | 76万円/月  |

市は、公的機関等の使用が継続できるよう、破産管財人が管理運営費・光熱水費を賄える額を負担すると見込みます。

### ③ 破産後・取得後

| 経費    | 市       |
|-------|---------|
| 管理運営費 | 130万円/月 |
| 光熱水費  | 340万円/月 |
| 東館使用料 | —       |
| 西館使用料 | —       |

市は、管理運営費・光熱水費を負担します。(使用料負担なし)

なお、取得後は、月額負担のほか、修繕費、冬季の重油代、定期点検費用等(年間約950万円)を負担すると見込みます。

※ 金額は、概算額です。